

第30期東京都青少年問題協議会

第5回専門部会

平成27年5月8日（金）

午後 3 時01分開会

○野村青少年課長 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから「東京都青少年問題協議会第5回専門部会」を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、専門部会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

審議の前に、お手元に本日の資料をお配りしてございます。A4の1枚に次第がございまして、次第の下が本日の資料となっております。

本日は事務局からA4で4枚の資料をご用意しております。また、それとは別に卓上に、子供・若者育成支援推進法の本日ご議論いただく部分の関係の抜粋を置かせていただいております。

資料につきまして不足がございましたら、お声をおかけいただければと存じます。

また、卓上に置かせていただきました子供・若者計画の素案の冊子につきましては、従来と同様、内容に変更はございません。お要り用でなければ、会議終了後そのまま卓上に残していただければと存じます。

また、本日も一般会議室での会議となりまして、マイクの本数が限られております。ご不便をおかけして申しわけございませんが、ご発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、マイクをお持ちの委員の方からご発言の委員の方のほうへマイクをお回しくさせていただきますようお願いいたします。

また、本日5人の方から傍聴の申し出がございましたが、現在4人の方がいらっしゃっておられます。また、1社の報道関係者から取材の申し込みが来ておりまして、冒頭のみカメラ撮りということで承っておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

それでは、今後の進行につきまして、古賀専門部会長をお願いいたします。よろしく願いします。

○古賀部会長 改めまして、皆様よろしくをお願いいたします。

今お話がございましたけれども、報道関係の取材につきましては、会議の傍聴自体は差し支えございませんけれども、充実した議論とするということがございますので、議事進行の都合上、ムービー、スチールとも、カメラ撮影につきましてはここまでとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

カメラ撮影につきましては、申しわけないのですが、カメラマンの方はご退室をお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。次第の2にあります「東京都子供・若者計画（仮称）」の策定の方向につきまして、まず事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○野村青少年課長 それでは、資料1を中心にご説明させていただきたいと思います。

計画につきましては、第30期の立ち上げの際にお配りしております、今も机の上に置かせていただいております素案というものがございまして、その素案の構成といたしますか、つくり方としましては、内閣府の「子ども・若者ビジョン」の構成を参考にして、都の関係各局の施策を並べるという形でつくったものでございます。

この素案につきましては、先生方から意見照会表等にてご意見をいただきまして、例えばもう少しよりターゲットを絞り込むべきではないかというご指摘でありますとか、もしくは東京の青少年の現状というものを踏まえた視点というものがより必要なのではないかというようなご指摘をいただいていたところでございます。

また、その後専門部会の中では、何人かの先生にそれぞれのご専門についてのプレゼンをいただいたり、幾つかの項目についてご議論いただいたりということを経てまいりまして、今後はそれらを踏まえまして、素案といたしますか、計画そのものの加除修正といたしますか、加筆修正を、それが大幅なものとなるかもしれませんけれども、していかなければいけないというところに来ております。

そこで、本日は根本のところ少し戻る感じもするのですが、まずは子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえて、都の計画をどのような方向性で策定していくか、その方向性を固めさせていただくのを本日の前半のテーマとさせていただければと考えております。

そこでつくりましたのがこの資料1ですが、この内容につきましては、事前に加藤副会長、古賀専門部会長にも少しご相談させていただきまして、事務局案をたたき台としてお出ししているものでございます。これについて、これからご説明させていただきたいと思っております。

A4が2枚、第1章として両面の1枚、第2章として片面A4が1枚という形になっております。本日、中心にご議論いただきたいのは、第2章の最後でございます「施策推進の視点」の部分ではございますが、ひとまず計画の取りまとめの方向性全体にかかわるところ

でございますので、第1章の冒頭から簡単にご説明させていただきたいと考えております。

まず、第1章の「計画の策定にあたって」としてありますものの「1 計画策定の趣旨」の部分でございます。

当初お配りしておりました素案のほうでは、この第30期青少協の総会における知事挨拶を基本的にそのまま転記するような形で趣旨を書いております。その意味で、若干読みもの的な趣旨だったわけですが、その部分は巻頭言というような形で、計画の頭に、その前に持って行って、ここの新たな「計画策定の趣旨」のところでは、都が現在、この段階で子供・若者計画の策定を行うこととなった理由といいますか、そのあたりについてご説明をする内容としております。

平たく概略を申しますと、今までも都では関係各局がそれぞれ必要性に応じてといいますか、都民のニーズに応じて、それぞれの立場で必要な施策を講じてきたところではあるのですが、最近の情勢、さまざま青少年を取り巻く環境が目まぐるしく変化していることでもありますとか、または地域、区市町村における支援の充実というのが特に必要だというご指摘が高まってきたというような観点がありまして、そのような情勢を踏まえて、青少年の社会的自立をゴールとする視点で、各施策を取りまとめた計画、全体的な計画を都が定めることが必要であろうという判断となりまして、策定に至ったわけでございます。それを1のところ趣旨として書いております。

その次の2の「計画の性格」でございますが、この部分については大きな変更は前回の素案の部分からはございませんが、2つ目の○のところですが、関連する分野の多様な施策と相まって、都や区市町村における子供・若者育成施策の枠組みづくりを行うという形で明記している部分がもともとの素案にはないところございました。もともとの素案は、長期ビジョンと整合をとって施策に当たっていくのだというようなことを書いていたところですが、子供・若者計画を中心にとといいますか、あとは都の他の局において実施しているさまざまな計画であるとか、さまざまな施策と相まって、それらと総合して青少年施策を進めると。

さらに言いますと、他の計画で着実に施策が実現できる場所は、他の計画に譲っていくんだよというようなことを、この性格のところ明確にして記述したいと考えているところでございます。

次に3の「計画の対象」でございますが、この対象も基本的には変更しておりません。子・

若法はゼロ歳から30歳未満、主として30歳未満、一部施策についてはポスト青年期も含んだ、30代まで含むような非常に幅広い対象を予定しておりまして、あくまでこれが法律に基づく計画である以上は、その対象自体は都もその対象を引き継いで計画をつくるというふうに考えております。

ですが、先ほども申しましたが、非常に幅広い青少年に係る施策につきまして、他の計画と連携して推進していくという立場がございますので、特に施策の推進体制の部分、具体的に申しますと、地域におけるネットワークの形成の部分につきましては、他の計画、他局の施策と連携してやっていくという意味では、他局の施策が十分にカバーはまだしていないという部分、思春期から青年期の社会的自立に向けた継続的な取組のあり方に重点を置いて、今後取り組むべき方向性を示すということで考えております。

ですので、本日、休憩後に後半部分でご議論いただきますネットワークにつきましては、基本的にはネットワークでカバーする支援の対象というものを、メインは思春期以降に限定してやっていこうかなというところで考えているところでございます。

このようなネットワークにおける支援の対象の絞り込みと申しますのは、今までのご議論の中でも、例えば中退や卒業によって学校という場を離れた子供、若者に対する支援が非常に難しいというようなご指摘でありますとか、内閣府の子ども・若者ビジョンの総点検の中で、縦のネットワークというのが語られている、必要性が指摘されているというあたりからも、この絞り込みというのは適切なものではないかと考えております。

4番目の「計画期間」については、特段変更はございません。

次に、第2章に入らせていただきます。第2章の「計画の理念」というところでは、今回、書き改めましたほうでは、子ども・若者育成支援推進法が目指している青少年像というものが、社会的自立を果たした青少年像というものだと思いますけれども、そのところを明確に打ち出したというところがございます。

青少年の健全育成に関する施策というのは非常に幅広くなっております、それが計画の施策部分、素案の中では言えば第5章に、メニュー部分ですけれども、そこにだっと並んでいくわけですが、先生方からもご指摘いただきましたけれども、その施策をどういう視点で並べるのか、その思想といいますか、そのあたりを明確にする必要があるのではないかと、そういう問題意識からこの理念の部分は書いております。

この理念の2つ目の○の社会的自立の定義につきましては、内閣府の子ども・若者ビジョ

ンの理念の一つを引いてきておりまして、社会的自立を果たした青年像というのを、「社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会との関係では、適応するのみならず、みずからの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けた」、これは内閣府のビジョンの理念の一つではございますが、それをそのまま引いている形にしております。

古賀専門部会長からも、内閣府の議論においては、総点検の議論の中では、社会の能動的な形成者に青少年がなることが求められるということ、社会参加であるとか、社会参画の重要性ということが非常に議論されたというふうに伺っておりますので、健全な育成、健全育成という言葉は非常に平たいのですけれども、それは何を指した健全育成なのかを明確にしたのがこの理念の部分というふうに考えております。

2の「基本方針」につきましては、若干の文言の修正はございますけれども、大きな変更はございません。

最後の3の「施策推進の視点」のところ、本日ご議論いただきたい大きな内容になっております。ここの視点において、青少年問題協議会としてどのような観点で青少年施策を推進していくべきと考えるのかという、その視点をここで打ち出していきたいというか、打ち出していきたいと考えております。

今までのご議論でも、東京独自の視点の必要性というご指摘をいただきまして、東京の独自の視点というのは何なんだろうかということやずっと考えたり、検討したりしていたのですけれども、ひとまず事務局としましては、加藤副会長、古賀専門部会長のご意見も伺いまして、この事務局案6点をお出ししております。

この6点につきましては、非常に重複感もございまして、またこなれていない表現となっておりますので、ただいまから1点ずつ各項目について簡単にご説明いたしますが、それについてご議論いただいて、加除修正の上、できれば本日中に大体の大きな方向性というのを決めさせていただければなというところでございます。

まず1つ目の「青少年の中心に据え、一人一人の最善の利益を尊重する視点」という部分でございまして、この言葉自体は内閣府の子・若ビジョンにも盛り込まれております。言い換えると、青少年をともに生きるパートナーとして認め、一人一人の社会的自立を受け入れる大人社会を形成するということやございまして、これをさらに若干事務局として考えますと、その中心に据えるといえますのは、全ての青少年が家庭、学校、職場、地域社会との豊

かなかかわりの中で成長して、確かな社会生活をスタートするというようなイメージで考えている。

一人一人の最善の利益というところは、いわゆる多様な社会的自立というか、多様なゴールを認めて社会として受け入れるという意味も含んでおりますし、また、困難を抱えた青少年に対する支援という意味では、困難の形がそれぞれあると思うのですけれども、それぞれの状況に応じた適切な支援を行っていくという姿勢を込めた表現と考えております。それが1点目でございます。

2つ目の「ライフステージを見越し、ライフコースを通した支援を実現する視点」という部分でございますけれども、先ほどから社会的自立ということを繰り返しておりますが、青年期における社会的自立をゴールとして、振り返って、幼児期、乳幼児期からそれぞれの成長段階、発達段階においてどのような施策が必要なんだろうかと、生育環境や必要となる支援をどのようなものが必要なのかという視点で選んでいきたいというのが1つ。

さらに、そのような選ばれた支援なり、必要となる支援というものを教育、労働、福祉など、さまざまな分野が連携した横のネットワークというもので支援を実現していく、社会全体で支援していくというような意味をこの部分で込めております。

また、「ライフステージを見越し」というところでございますが、一人一人の社会的自立に向けた育成を乳幼児期から青年期まで継続的に切れ目なく支援するという意味で、縦のネットワークを実現するという意味も、ここの視点の中には盛り込んでいるというふうに考えております。

3点目が、「多様性に対応し、多様性を活かす視点」というところでございます。東京の独自性という意味では、この多様性というのが一つのキーワードかなと考えておまして、ここに一つ置かせていただいています。ですが、先ほど、今までの2点とは若干ダブリ感もあったりするところですが、まず多様な価値観と多様な社会的自立のあり方というのを受け入れる社会の実現ということが、まず我々に求められている。非常に抽象的ではありますが、そういう理念を込めております。

また、複雑多様化する困難とか課題に対して、さまざまな分野の構成員が相互に連携して、横のネットワークで対応していく。

さらに、東京というのは非常に社会資源が豊富というご指摘もいただきましたので、その多様性という言葉が適当かわかりませんが、豊富で多様な東京の社会資源を十分生か

していくという視点が必要ではないかということを含め、その意味を含めた視点になっています。それが3点目でございます。

次に4点目としまして、「青少年の育成を支える環境（家庭、学校、職場、地域社会）への取組や働きかけの必要性の視点」というものを置いております。これは、端的に申しますと、青少年の社会的自立を阻むさまざまな困難というものがあありますが、その困難の背景に配慮をしていく必要性というものをこの視点で示しております。

また、青少年が困難を抱える状況に追い込まれることを防ぐために、本人だけではなく、家族や地域社会、特に家族に対しても支援を実施していく。そのような施策も重視して盛り込んでいくという方針を示しているところでございます。

また、大人社会自体の意識の改革。先ほどありましたが、例えば多様なゴールを認めるか、そういうような意識の改革も必要ですし、この言葉が適切かわかりませんが、大人社会の大人自身の規範意識の醸成も見直すというところも重要な取組だというふうに考えておまして、また都青少年・治安対策本部の施策の目玉の一つでもございますし、そういう意味でもこの視点を盛り込ませていただいているところでございます。

5つ目が、若干ダブリ感も非常に多いのですけれども、再度確認的に社会的自立をゴールとするということを視pointsの候補としております。ここでは、特に社会的自立の内容について、繰り返しになりますけれども、能動的形成者として表現されている社会形成であるとか、社会参加、社会参画まで含んで社会的自立とすることを明らかにする趣旨が5点目にはございます。

最後に6点目ですけれども、ここだけ若干、今までの非常に抽象的な中身とはもしかしたら違うかもしれませんが、「調査等によって東京都の特徴的な社会環境に配慮した政策実施の基盤を整備する視点」というものを挙げております。

今までご議論いただきました中で、多様な地域社会を抱える東京での例えば貧困とかネット依存等の青少年問題の社会背景にかかわる情報については、まだまだ現状把握が十分なされていない。その現状把握に基づいた施策もまだまだスタートラインに立っていないというところをご指摘をいただいております、その部分の努力が今後必要であると考えております。また、子供、若者、青少年の多様性、ダイバーシティ、これは民族であったり、性であったり、宗教であったりという部分もあるかと思いますが、それに鑑みた政策を展開するための根拠となるエビデンスの部分についても、まだまだ情報収集が十分でないというところ



ろが課題と一致して挙げられていたかと思います。

そのようなことから、今後新たな施策の展開でありますとか、将来的には都の子・若計画の見直しの中では、その実態を踏まえた検討が不可欠となってくるということで、今後の課題や宿題という意味も含めて、ここに置かせていただいているというところで、合わせて6点になっております。

本日は、主としてどういう切り口でこの計画を見るべきかというようなこと、この視点に取りまとめていくという趣旨で、この視点の書きぶり、この視点の書き方の整理とか、そのあたりについてもご議論いただいて、もしくは、まだここに盛り込まれていない新たな視点というものがありましたらご指摘いただいて、方向性を固めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○古賀部会長 ご説明、ありがとうございました。

ちょっと確認ですけれども、今の2ついただいているのは1章、2章となっているのですが、これはいただいている子供・若者計画素案の冒頭に来るような内容と考えてよろしいですか。

○野村青少年課長 はい。冒頭に置きかわるものというイメージでおります。今、お手元に配らせていただいておりますこの素案の第1章に当たる部分、「はじめに」と「第1章」の部分はこの新たな「第1章」「第2章」に置きかえさせていただくということをつくったものでございます。

○古賀部会長 わかりました。ということで、冒頭の部分にかなり方向性を書き込もうというふうになっているかと思います。今のご説明をお聞きになりまして、委員の皆様からのご質問、ご意見を出していただきたいと思っております。

まず、ご質問、何か基本的な事項でいかがでございましょうか。もちろんご意見でもいいです。どうぞ。

○阿部委員 ライフステージのところですが、**「ライフステージを見越し、ライフコースを通した」と**いったときに、ご説明では何となくライフステージというのは乳幼児期から青少年期というようにご説明なさったかなと感じたのですが、私、人口学関係の人と話すことも多いので、ライフステージというと乳幼児期や青年期のいわゆる子供期以外に、結婚をしたり、妊娠したり、出産をしたりといったようなところまで含めたというような、青少年にはそこまでも十分入るとは思うので、それをやればよいと言っているわけではなく、

それはここに入るべきかどうかというのはまた別の議論かと思いますが、  
「ライフコースを通した」とまで書いて、この言葉についてはちょっと違和感  
といますか、もしそれが青少年期までのことを話しているのであれば、  
ライフコースを通してではないと思います。ライフコースといいますが、  
それこそ就労期あり、それから高齢期もあり、ライフコースまでは  
本当は見据えなければいけなくて、高齢期までにちゃんと年金等も  
きちんと払っていくのですとか、そういったところまでももちろん入る  
のですけれども、それまで全部をこの若者の中を含めるというのは  
ひど過ぎるかなという気もします。ただ、この言葉だけを見ると、  
そういうことを言っているのかなというふうに思ってしまうなと思っ  
たので、ワーディングの問題はちょっと気になったところです。

○野村青少年課長 ありがとうございます。例えば年金とか、その先々のところまでこの計画がカバーするものではないので、ご意見として伺いまして、用語のあり方、使い方については検討させていただきます。

○古賀部会長 恐らく人生の最終地点までみたい、老後までみたいイメージというよりは、今阿部先生からもご指摘があったように、青年期までの人生の経路を通してというようなニュアンスなんだと思うんですね。

○阿部委員 乳幼時期から青年期までを通してということならわかるのですけれども。

○古賀部会長 そうですね。限定しないとおかしくなっていると感ずますね。ということではいかがですかね。恐らく内閣府は、先ほどの説明にありましたが、縦の切れ目のない支援というのを強調しているのですよね。

今のこのような形で、どうぞご自由にどんどんお出しいただければと思います。

○坪井委員 まず、質問ですけれども、この「施策推進の視点」というのは、ここに書いてある言葉を今ご説明になったような言葉でもう一度書き下すことになるのでしょうか。それとも、これが視点としてここに入るのでしょうか。

○野村青少年課長 ここまで先ほどのご説明ほど長くはないのですけれども、若干書き下すというか、説明部分は加えて載せる方向では考えておりますが、重複感とかもあって、なかなか現時点では書き下す部分についてまで練ることができなかったというところがございます。

○稲葉青少年対策担当部長 そういう意味で、余りコンクリートされたものとお考えにならずに、この計画をつくっていくに当たって、今までご議論いただいたこともあるので、こういう視点を踏まえてつくっていききたいとか、つくっていただきたいというところのキーワード

的なイメージで挙げていただければ、それを含めて、また計画の全体と沿うもの沿わないものが、恐らくこの先に書く中では出てくると思いますので、そこはこちらのほうでまた取捨選択させていただきながらご相談をするという形になるかと思っておりますので、余り表面的な言葉にこだわらずに、視点として重視したいことをご意見いただければと思っております。

○坪井委員 では、そういう趣旨で、さっきのご説明の中にも入っていたのだけれども、ぜひとも言葉化しておいていただきたいなというのもありましたし、また加えていただきたいなと、幾つか思いついたのを申し上げておきます。

まず、最初の「青少年を中心に据え」というところですが、青少年を中心に据えて、一人一人の最善の利益を尊重するというと、いかにも子供を対象にしているというふうにしかな見えないところもあって、やはり子供自身の選択や意見を尊重するという視点、子供、若者が中心になるというのはそういうことなんだという、子供の意見や選択を尊重するという言葉を入れていただきたいということが1つ目です。

それから、特に2つ目も、1つ目もそうですが、ネットワークによる支援とか、ネットワークによる連携という言葉はここだと入っていないので、おっしゃっていらっしゃったのですけれども、言葉としてはぜひとも入れていただきたい。他機関の連携なりネットワークを入れていただくというのが目玉かなと思いました。

それから、もう一つですけれども、首都として、東京都としてという社会環境の中でおっしゃっていらっしゃいましたけれども、ぜひその部分、地方から出身をされた方、あるいは国際的な意味でさまざまな民族がいらっしゃるという、その部分の中で、東京都ならでは出てくる問題、困難性が多様にあると思っておりますので、そのところをもう少しきちっと明記していただいたほうがよかろうと思しました。

それから、こうした施策のときにいつも必要になってくると思うのですが、最後のところでおっしゃっていらしたことだと思っておりますが、いろいろなデータ、情報収集というのが不十分であると自覚されているということなので、そのところをきちっと書いておいていただいて、情報収集の必要性、さらに情報収集をしてそのデータに基づいて施策をつくるんだということと、さらに言うならば、施策の検証をどうするかという点、あと誰がどういうふうに関与していくのかという視点を加えていただきたいなと思しました。今のところ以上です。

○古賀部会長 どうぞ。今のようにそれぞれのご意見をどんどん言っていただいて、それが実質的な肉づけ作業になっていくと思っておりますが、どうでしょうか。どうぞ。

○阿部委員 「基本方針」のところに書かれているのですけれども、前回の素案の中にはなくて、ぜひ入れていただきたいと思うのが、「全ての」という言葉です。「全ての子供」。つまり、取り残しが無い。落ちこぼれが無い。一番下のことまで全部。いろいろな施策をすると、それに引っかかってくる子はいるのですけれども、そうではない子がいるわけで、そのそうでない子供たちのほうを一人も取りこぼさないというような形での視点として入れていただければと思います。

○古賀部会長 どうぞ。

○井利委員 ダブる部分があるかと思いますが、リカバリーできるというか、行ったり来たりできるという視点ですね。ライフステージに行くのですけれども、そこでだめだったらまた戻ってというセーフティーネットがちゃんとあって、そこをリカバリーできるという施策を打ち出すという視点をぜひ入れ込んでいただければと思います。

○古賀部会長 どうぞ。

○川村委員 前回のプレゼンのときにも申し上げたのですけれども、子どもが権利の主体であるということを言葉として明記していただきたいと思います。東京都の施策を言葉にするときに、権利の主体ということを入れ込めるのかどうかということになかなか難しい政治的な問題もあるのかなと思いますけれども、私としてはぜひ子どもの権利という視点を言葉として明確にしていきたいと思います。

具体的には、この計画の中で関係することとしては、子どもが成長発達の支援を受けるということは、支援を受けるということが子どもの権利なんだと。前回申し上げた、それは「恩恵」として、やってあげるかどうかということとは施策の自由だということではなくて、子どもの権利なんだということ。それから、同じようなことですけれども、保護を受けるということも子どもの権利なんだという視点を明確にしていきたいと思います。

○古賀部会長 どうぞ。今みたいにどンドンアトランダムに出していただいて、その形でいきましょう。いかがでしょうか。

○土井委員 3つ目の「多様性に対応し、多様性を活かす視点」というところですが、もっともなことで、どこでも多様性というのは今言われるのですけれども、今何が生じているかという、多様性の結果、それぞれがクラスターに分かれてしまって、クラスター、クラスターで分断化しているわけです。その多様性を活かしつつ、そういったクラスター間のブリッジングを図れるような、ただ単に多様性を認めるだけではなくて、多様化したそれぞ

れのクラスター同士がどうやってつながっていけるかという視点がないと、ただ多様性でばらばらになっておしまいになってしまうので、都民としての連帯とか、連携でもいいのですが、けれども、それぞれのサブグループがどうやって架け橋をつないでいくかというような視点も同時に多様性の中にできれば、言葉は難しいと思いますけれども、入れていただきたいなと思います。

○古賀部会長 どうぞ。

○山本委員 視点の中なのか、最初の「計画策定の趣旨」のところなのか、ちょっとわからないのですが、さまざまな東京都の施策をこの間送っていただいてありがとうございました。それで、子供・子育て支援総合計画なんかを見ると、タイトルが「世界一の福祉先進都市東京の実現に向けて」と、ばんと打ってあるわけですね。子供・子育ての先ほどのステージでは、世界一の福祉先進都市東京ということ打って計画を出してきているので、それで今度、子供・若者になったときに、それが分断されて普通に戻ってしまうとか、ちょっと後退している感があるので、世界一の福祉先進都市東京実現というのがあるのだったら、東京らしさというのを目指しているのだったら、こちらの子供・若者計画のほうでも、世界一の福祉先進都市としての視点みたいなことを、継続感が全然ばらばらの施策なので、やはり連携をとって、先ほどネットワークとおっしゃっていたのですが、計画とかも連携といいますか、整合性をとるという意味で、何かこういう大きい視点みたいなところは受け継いだほうが、子供・子育てのときには世界一の福祉都市東京ということで打っていて、ここになると普通みたいになってしまうのはもったいないかなと思うので、そういう視点を持ったときにどういうことが必要かという、意識の問題だと思うのですが、こういう意識を持ってやっているんだ、取り組む施策なんだということでは、入れられるのであれば、意識の面でも入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

○仁藤委員 私、伴走支援という言葉が困窮者自立支援法ができたときに使われたのですが、すごくいいなと思っていて、この施策の中でも、今私も活動の中で足りないと思っているのが、子供たちの伴走者になれるような支援のあり方というのがすごく必要だと思っているのです。裏社会で言うスカウトだって先日お話ししたのですが、そういう大人社会への働きかけとか、切れ目ない支援という意味でも、大人というか、私たちは子供たちの伴走者なんだみたいな一言があるといいかなと思いました。

○古賀部会長 いかがでしょうか。まだ、ご発言のない先生方、いかがですか。あるいはもう

一度という方もどうぞ。

○阿部委員 先ほどの山本さんにフォローするのですが、だめもととわかっておりますが、一応言います。すばらしい理念を掲げるのはすばらしいのですけれども、ここに書かれていることはみんなすばらしいですし、理念も基本方針も推進の視点もすばらしいことが書いてあるのですけれども、そこにやはり先立つものをきちんとちゃんとやらないと、つけないと、言葉で言っているだけなんです。なので、本当に世界一の社会福祉にするなら、それなりの財源は必要だという理解のもとにという言葉を入れていただきたい。言っているだけでは計画だけで本当に何もないので、本気でやる気があるんだということを示す、何かそういう言葉を入れられないのかなと思うんですね。本気でやる気であるのであれば。なので、ぜひそれなりの資源を投入するとか、そういうふうな言葉を書きいただきたい。委員からの希望としては言いたいと思います。

○古賀部会長 フリーにどうぞ。

○岸委員 私も、3番目の「多様性に対応し、多様性を活かす視点」というところは、少し具体的な例を挙げていただきたいなと思いました。

○古賀部会長 いろいろな多様性が想定されているので、もう少し具体的にということですね。

○加藤副会長 多様性のところがいろいろ議論になっているのですけれども、私はこの問題のときに大切なのは、我々の社会そのものが基本的に多様性をなかなか受け入れていないというか、例えば教育なら教育で、落ちこぼれという人が出てくるわけですね。そうすると、落ちこぼれというのは、日本の今の教育のシステムの中、今の教育の価値観の中で落ちこぼれているので、この落ちこぼれた人がよその国に行ったときに、実に見事に社会的に成功しているという例があるわけですね。日本ではほとんど落ちこぼれで、アメリカに行って非常に社会的に求められて今活躍している人はいるのです。具体的な名前は出しかねるのですけれども。そうすると、多様性と言ったときに、どうも我々の価値観の中で、人生というのはこういうように生きていくものだという価値観があって、むしろそこら辺のところを我々の意識の中でもう一度問いただすことは、「基本方針」の1「全ての子供」云々という、「全ての子供」と言うときに必要なのではなからうかなと。

例えばの話ですけれども、私はアメリカの高等学校の入学のことで取材をして、いろいろな高等学校の入学の試験の担当の方にお会いさせていただいたのですけれども、そうすると高校によって全く方針が違うわけですね。我が校の方針はコンペティティブだと、競争だと、

いかに競争に打ち勝つか、そういうことを非常に大切にしていると。具体的な内容は何かというと、その中で例えば何を基準にしてこの学生とこの学生ではこっちをとるんだということを知ると、例えばクリエイティビティがあるかないかということで決めると。もう一方の高等学校には、我が校の趣旨は何かというとリラックスだと。つまり、我が校の趣旨はリラックスだと。こうなってくると、学校そのものが非常に多様だから、多様な人を受け入れてくれる。

ところが、ここまで青少協が言っているのかどうか、学校教育委員会というのがあるわけですから、わかりませんが、教育が余り多様性に対応していないときに、これは青少協の権限外なのでしょうけれども、多様な若者たちを社会が受け入れるという言葉はすぐ出るわけですが、学校でそういう子供が受け入れられる、そういう学校の多様化みたいなものがないのと、なかなか一人一人の最善の利益を尊重する、つまり一人一人の最善の利益というのは、恐らくそれぞれの固有の潜在的能力を発揮する可能性だろうと思うのですが、最善の利益、一人一人の固有の潜在的能力を発揮する場が、誰が悪いというのではなくて、我々の意識の中で、何か高校なら高校の序列ができてしまって、そうすると、いかに多様ということを知っても、なかなかそちらの制度のほうが多様化しない。こういう学校もいわゆる学校として認めますよと、何かそこら辺のところまでいかない。

ですから、多様性ということの中には社会的な多様性もあるでしょうけれども、心理的な多様性というのがあって、その心理的な多様性でこういう性格の子がなかなか社会に受け入れられないとか、そういう最善の利益と言ったときも、行動特性で性格特性の問題として議論が非常に難しいので、なるべく一人一人の最善の利益というのは、具体的にはその子の固有の潜在的能力を発揮する機会を提供するように行政が努力すると同時に、我々がそういう多様な価値観を受け入れるということがまずないと、この子は落ちこぼれだと。しかも、恐ろしいと思うのは、1回落ちこぼれると、しばらくたってからでもその子の履歴に落ちこぼれというのがついてくるわけです。そうすると、そのことが非常にその子のマイナスになってしまう。

例えばそれは、これもまた教育のほうに関係してしまうので、ここで議論すべきことではないのかもしれませんが、大学の入試一つとっても、私はこういうように落ちこぼれていたのをこうやって頑張って立ち直って今こうなりましたということを知り、つまり、薬物なら薬物をやっていたとか、いろいろなことがあって、それで大学に入ってくる。つまり、大

学の側でそういう学生を受け入れてくれるわけですね。

そうすると、多様な人であるということを制度として認めることと、もう一つは多様な存在を人間の価値観の中で認めていくという、その2つのことが私は必要ではないかなというふうに考えるのですけれども、これ自体がこの中に書くに値することか、書かないことなのかわからないのですけれども、ちょっと多様性ということでは言いました。

○古賀部会長 どうぞ。

○山本委員 今の加藤先生のごことが、多分今まさに文部科学省でも議論がされていることで、多様性を認める。あと、大学の入試もセンター試験が今度改革されるということで、今のほうでもまさに進んでいることなので、お話を聞いていて、「多様性に対応し、多様性を活かす視点」というところの前に、きっと「多様性を認め」という、まずその前提として認めるというような言葉を入れると、視点として一つ文言化されるといいのではないかなと。認めないとこういうことが実現しないので、まず認めるということからなのかなと思いました。

○古賀部会長 どうぞ。

○川村委員 今、加藤先生がおっしゃったこと自体、全く異論がなくて、今もご指摘があった「多様性に対応し、多様性を活かす視点」という、視点としては一応多様性ということが出ているわけで、その施策としてどういう施策が必要かというところで、今おっしゃったような学校の教育のあり方についての多様性を認めるということもあると思います。ただ、多様性を認めた施策というのは教育だけではなくて、福祉の面でも必要なことだと思われるので、実際に「視点」を踏まえてどれだけの施策を多様性という視点から並べていくことができるかということが問われるのかなと思います。

その前提として、この「計画策定の趣旨」の中に、当たり前のように「健やかな成長」ということが出てくるのですが、その健やかな成長というのがそもそも何かというところが問題だろうと思います。それぞれの子供の資質、個性に応じたそれぞれの子の健やかな成長であって、あたかも一つの価値観に基づいた健やかな成長というのがあるわけではないはずだと思います。この言葉自体はいろいろな場面で当たり前のように使われている言葉なのですが、この「健やかな成長」ということの中身としても、我々は多様な資質、生き方、成長のあり方というのを認めるんだという視点が出るというかなと思います。

○土井委員 今、お話を伺っていて思ったのですけれども、多様性という言葉は一般的でよく



使われるものであるがゆえに、人によってイメージするものがかなり違うと思うんですよね。今、加藤先生がおっしゃっていたことは、言ってみれば、生き方の多様性の問題で、この言葉で言えばライフコースの多様性ですよね。

もう一つ多様性という場合には、ライフコースの多様性ととも、属性の多様性というものもあって、例えば端的に言えばマイノリティーの問題ですよね。例えば、それは性的マイノリティーかもしれないし、あるいは民族かもしれないけれども、そういった属性のマイノリティーとして多様性の問題とライフコースの多様性の問題と両面あるので、そこはちょっと具体的に書き足したほうが多様性の中身がわかりやすいかなと思いました。

○古賀部会長 いかがでしょうか。まだご発言ない方も。

○仁藤委員 この視点とか、これを見ていてすごくすばらしいのですけれども、今かかわっている子たちからしてみると、何かすごく遠い話のように感じる言葉がたくさんあるなというふうに思いました。

例えば一人一人の最善の利益を尊重するとか、家庭への働きかけの必要性ということを視点に書かれているのですけれども、もっと一歩前というか、安心・安全がないような状態の困難を抱えている子にすごく私は出会っているので、例えばもう東京都は子供の安心・安全を守って、自分の権利を脅かされることなく最低限の生活とか当たり前の日常を生きていけるように支えるぞみたいな一言があるといいかなと思いました。最低限の衣食住とか、体験とか、関係性が得られる機会を持っていない子に出会っているので、最善と言うと、よりよいと言われてもどこまでなんだろうと思うところがあって、最低限確保しますみたいな一言はどうかかなと思いました。

○寺崎委員 正直よくわからないなど、皆さんのお話を伺っていて、悩みながら聞いていたのですけれども、要するに基本方針があって、施策の目標があって、施策推進の視点が6点ある。この目標の1、2、1、2、1、2は推進の視点の6個と関連させているわけではないのですか。

○野村青少年課長 もともとありました基本方針の枠組みといいますのは、内閣府の子・若ビジョンを引いているものですので、少なくとも目次については視点とは実は直接的には結びつきはないのです。ただ、素案をご覧いただいてというか、我々もつくりながら、要はこの目次で並べてみました、でも、どうしてこういう順番で並んでいるのでしょうかとか、何でこれが選ばれて別のものは選ばれていないのでしょうかというような疑問を自分自身も抱い

てしまうというような、まさに青少年にかかる施策は本当に無限というか、非常に幅広い中で、ここにどういう視点で載せようかというときに、今こういう視点から選んでいますというようなことを、それが一つの施策に幾つ入る、全て入るというわけではもちろんないのですけれども、そういうときに我々が選ぶよすがというわけではないのですけれども、そういうものとして視点的なものを置ければなという形で考えております。

なので、視点をどのレベルで書くかとか、どういう抽象化、あくまで理念的なものとするのか、よりもう少し具体的なものに落とすのかということも実はありますが、そのあたりも含めて、幅広くご意見をいただきたい。

○寺崎委員 要するに、この方針1、2、3全体を通して、施策を推進しているときにこの6点を重視したいということなんですよ。

○野村青少年課長 そういうことです。

○寺崎委員 伺っていると、それぞれのお立場から具体的な話が出てくると、当然のことながら、この○6つは7つにしたり、8つにしたりしていかないと、整合性がとれなくなるというのか、レベルが変わってくるだろうなという気がするんですよ。そういう意味で、もう少しその辺を深めなきゃいけないのかなという気はしているんですけどね。

今度、私個人的には、お話にも出ていましたけれども、青少年のみずからが主体的にいうところを大事にしたい。そこにおのずと多様性も出てくるだろうなという気がするんですよ。そここのところが1つ。

それから、一番最後の「政策実施の基盤を整備する視点」という点で言えば、やはり諸施策の連携ですよ。あとのほうの後半の協議でも出てくるけれども、連携をどういう形で行えばこれらがうまくできるのかというあたりがもう少し具体化していかないと難しいのかな。

最後に、お金の問題が出ましたけれども、やはり実際に動かすのは人であり、組織であり、金であり、公的機関であれば条例をつくってそれを動かしていくわけですから、あるいは情報もありますね、その辺の絡みをどうするのかということも何らかの形で入れておく必要があるのかなという気がします。

○川村委員 先ほどの仁藤さんのご発言ですけれども、実際に出会っている子どもたちの現状を踏まえた実感としてのご発言として、本当にそのとおりなんだろうと思いますし、私自身も、本当に最低限の生きる権利さえ保障されていない子どもたちがたくさんいるというのが現状だと思っています。

ただ、書くときに、最低限の生活を保障すると書いてしまうと、最低限でいいんだというふうに逆にとられる恐れがあって危険です。生活保護基準もそうですけれども、本当に最低限でいいんだということになりかねません。やはり、目標が最低限であってはいけないので、目標はそれぞれの子どもに応じた最善の利益を保障するということであるべきで、言葉として、最低限の生活を保障するのが目標であるかのように書くことはとても危険だと思います。

ただ、もし書くとすれば、現状認識として、最低限の生きる権利さえ保障されていない子どもたちが残念ながら東京都にいるという現状を認識した上で、最善の利益を保障するための、さっき申し上げたような、それぞれの子供が生きる権利もあって、成長発達する権利もあって、それを保障することが東京都の責務なんだという観点で、続けてというか、つなげて書いていくのだったらいいかなと思います。目標や視点というものが最低限保障するというふうに誤解されないような書き方が必要かなと思います。

○古賀部会長 わかりました。

○加藤副会長 仁藤委員に基本的な質問なのですが、今の2つの議論というのは重なるということは無理ですかね。例えば、最低限の問題と多様性の問題とを一緒に結びつける。具体的に私はそう考えたのはどういうことかという、アメリカの刑務所の中に入って調査をしていたことなんですね。そこは武装強盗の人たちの入っているところです。要するに食べるものがなくて武装強盗していたわけです。

何で武装強盗をしたかということ聞いていくと、自分はプロア・エデュケーションで、学歴もないし、教育もないし、ブラックだし、人のものを盗む以外にどうやって生きるんだというような言い方なんですね。

私は、盗みは悪いかということその刑務所全体、囚人に一人一人、刑務所の人はいないで一人一人の人と会って聞いていった。一番多かったのは何かというと、「It depends」なんですね。強盗が悪いとか盗みが悪いとかではない。それは状況によると。今の俺の状況で盗みが悪いなんてとんでもない話だと。だけど、盗みが悪いかどうかと一般に聞けば、それは悪いと。

その彼らは非常に家族を大切にしているんですよ。一番大切なことは何かというようなことを聞く中で、家族というのが出てくるわけです。ところが、その家族というのがまさに多様性で、実のお母さんと実のお父さんではないんですね。実のお母さんと義理のお父さん。でも、家族は大切だと。つまり、家族は大切だと言ったときに、離婚しないとか何とかとい

うことではなくて、今ある自分の家族は大切なんだ。だから、その家族は極めて多様なんですね。

多様な家族を信じていて、そうするとこういう子たちが立ち直っていく可能性をずっと考えていたのですけれども、立ち直っていく可能性というのは、やはり信じるものを持っていて、一番あなたが必要とされていると思うかということ、必要とされていると思うとか、親しい友達がいるかということ、武装強盗で刑務所に入って何でこういう答えが出てくるんだろうと思うほどの答えが出てくるわけです。

ですから、多様性を認める社会の中であれば、そういう生存の問題をも解決していくときにプラスになるのではないかと。こういう人を社会から排斥しない。ですから、「多様性に対応し、多様性を活かす視点」というのは、既存のカテゴリーにとらわれないで社会を見ていくというような意味で、つまり既存のカテゴリーというのは、今言ったように家族、実のお父さんと実のお母さんと子供という家族ではなくて、既存のカテゴリーにとらわれないで社会が受け入れたときに、まさに仁藤委員が言われた生存の問題で苦勞している人たちも、つまり刑務所の中でこういう質問をしたわけです。あなたがこれから先の人生を考えて、立ち直りのチャンスがあると思うかという質問をすると、要するに立ち直りのチャンス、リハビリショットが撃てないというふうに思っていないんですよ。

ですから、今おっしゃられたように、基本的に貧困の問題があるんだという現実と、もう一つ社会そのものが価値観として多様化を受け入れる。既存のカテゴリーで社会をとらないという視点がいろいろなことを解決するときのベースにあるのではないかと。

これは議論がちょっと飛躍するのですが、物すごく多様なアメリカのような社会と、日本のように物すごくホモジニアスな社会。日本の場合はホモジニアスな社会ですから、どうしても多様性というのはなかなか受け入れられないので、この多様性を受け入れるということは、それこそ東京都の計画の中の視点として非常に強力に打ち出すことが望ましいか望ましくないかというのは、これはこの中の議論ですけれども、余りにも打ち出し過ぎると、先ほど言われたように性の問題が出てくるわけですね。

要するに、同性愛をどうするかというような議論があって、まだアカデミックには同性というものを肯定する人と否定する人と両方いて、議論として決着がついていないものですから、そういうものを積極的に公的機関が受け入れるというか、ですから多様性ということを慎重に使いながら、既成のカテゴリーの中には、教育制度で落ちこぼれちゃった人はもう落

ちこぼれというカテゴリーで見ないとか、そういう人を既存の社会からなるべく外していかないという意味も含めて、そういう考え方というのは現実に接してどうですか。

○仁藤委員　すごくいいと思いますというか、そのとおりだと思うのですけれども、私たちの世代で言うと、もう落ちこぼれというような考え方が既がないところで、言っているのは大人だよなって若者の視点では思ってしまうので、やはり大人側からもうそういう時代じゃないよねというふうにこの施策の中で言っていくというのは非常に重要なことだなと思います。正直、子供たちが変わるのではなくて、大人が変わっていかないと現状が変わらないということをしごく思っていて、まさに先生のような世代の方とか、活動していても、ちょっと固いと思う方が多くいて、そういう人たちに向けても、東京が率先していろいろな子供たちも受け入れていくんだ、それでいいんだよって、そのままいいんだよって言ってもらえるような人がふえるようなものになるといいなというのはしごく思うので、そのとおりだと思います。

あと、川村先生が言ってくださったことについても、本当にそのとおりだと思っていて、最低限という言葉はよくないなと思うのですけれども、できるところだけやろうみたいなふうにならないで欲しいなという思いはあって、視点というよりもその中身のところでもっと詰めていいなと思いました。

○古賀部会長　峯岸委員、いかがですか。

○峯岸委員　全体的に見ていて、この視点によって結局施策が出てくるという部分になってくるかと思うのですけれども、ここに重複するところもあったりということで、それは重複してどうのこうのということよりは、もうあらゆる施策、あるいはいろいろな部分との連携というか、そういうところをもちろん見据えたことになろうかと思しますので、連携というところをあらゆるいろいろな機関との連携とか、そういうところもどこかの部分で、視点という形でも、常にこれは頭に置いておいて、入れておいてもらえばいいかなと思います。

○古賀部会長　そうしますと、時間的にはここで一旦というふうにも思いますが、どういたしましょうか。少し整理したほうがよろしいですか。

○稲葉青少年対策担当部長　ただいま、皆様方から大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今、先生方にもまさにおっしゃっていただいたように、言葉で一つ一つあらわすというのは非常に難しいことがありますして、定義をし過ぎてしまうと、逆に狭められてしまったりと

か、逆に余りにも一般的な言葉だと表現が広がり過ぎてわかりにくいところを、これから詰めていかなければいけないかなというふうに考えております。

また、いろいろな視点ということが今お話で出たのですけれども、その中に、例えば理念を置いて、方針を置いてという流れの中に書くべきものと、やはり個別の一つ一つの目標は何かを落とし込んでいく中に、その施策を進めていく方向性としてきちんと書き込んだほうがいいことと、いろいろあるかと思しますので、その辺を整理しながらもう一回こちらの事務局のほうでまとめ直させていただきたいと思しますので、不足があれば、さらに今後もメール等でご意見をいただくことも可能かと思しますので、今いただいた議論をもう一回事務局のほうで整理させていただくということで、前半部分は終わらせていただきたいと思います。

○古賀部会長 よろしいでしょうか。ということで、いろいろなご意見をいただいて、今書かれているものの肉づけができていくのではないかなと思っておりますので、後でまた再度のご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、意見交換と質疑応答はここまでで一旦終了いたしまして、休憩の時間に入りたいと思います。

(休 憩)

○古賀部会長 では、皆さんお戻りになりました。大変短い休憩で申しわけございませんでした。よろしく引き続き議事をお願いいたします。

それでは、議事の再開ということで、今度は次第の3、子供・若者支援地域協議会の効果的な運営につきまして、まず事務局からご説明願います。

○野村青少年課長 それでは、前々回からの積み残しとなっております子供・若者支援地域協議会の運営というか、効果的なあり方についてご議論いただきたいと思います。

この協議会なのですけれども、先ほど阿部先生からお話がありましたが、財源のお話とかいろいろございまして、もちろん必要なものを行政として用意すべきというのは、まさにそのとおりではあるのですけれども、なかなかいろいろな意味で難しい点がございまして、恐らく必要なものは非常にハードルというか目標が高いのだけれども、それは多分100%達成するというのは非常に難しい中で、その解決方策はネットワークではないかというふうに考えております。

それが東京においては特にもちろん地域差はあるかと思っておりますけれども、NPO団体とか、さ

さまざまな支援組織も恐らく他の地域に比べてみれば、まだ豊富にあるというか、充実しているので、そういうものを生かして官と民が連携をしてネットワークをつくることで、行政ではもしかしたら十分に用意できない財源であるとか人であるとか、そのあたりをカバーして青少年の育成を支援していきたいという意味で、この子供・若者育成支援推進法の中では19条以下にこの枠組みを置いておきまして、それについては法律の該当部分のコピーは置かせていただいておりますけれども、その意味でこのネットワークをうまく機能させていくのが非常に求められている。子・若法を実現する上では非常に重要な部分になると考えておりますし、また、計画の中でもその部分をどこまで具体的にかけるかというのはそれぞれの地域、区市町村の実情が異なる中で、どこまで具体的に書くかというのはまた別かもしれませんけれども、非常に必要なことかと考えておりますので、そのようなネットワークについてご議論いただければと思っております。

子供・若者育成支援推進法の第19条では、子ども・若者支援地域協議会というものを置くことが地方公共団体に努力義務として課せられております。設置の意義・目的につきまして、内閣府のほうでは資料2に簡単な説明をさせていただいているのですが、設置の意義・目的としては、青少年に身近な地域において官民が連携し、立ち直りの各段階においてさまざまな機関がそれぞれの専門性を生かした切れ目ない継続的な支援を可能とすることというふうに説明されております。

その協議会といたしまして、構成員にどのようなものが法律として、法を制定する国として予定しているかということにつきましては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の公的機関を初め、さまざまな支援を提供するNPO法人等が構成員となることが当初イメージされておきまして、別添資料が少し見にくいというか、文字がつぶれているものではありますが、これは内閣府がつくって出しております子ども・若者支援地域協議会のイメージ図になっているところでございます。

これが当初の子・若ビジョンがつくられたときのイメージ図なのですが、その後、古賀先生も参加されました子・若ビジョンの総点検の中では、構成員としてさまざまな支援を提供するNPO法人に加えまして、例えばサポート校を運営する学習塾のようなところも含めて、そういうさまざまな民間の資源も想定して、1つの候補として挙げられているところでございます。

このイメージ図を見ていただきますと、調整機関というものが真ん中にありまして、調整

機関が協議会のコーディネーター役として置かれております。内閣府によりますと地域の実情に応じて地方公共団体の青少年担当部局等が担うこととされておりました、例えば地方公共団体、都でいいますとそれが青少年課に当たるものなのだろうなど。ただ、それは区市町村それぞれ違う組織になるかと思えますけれども、担当部局等が担うことと考えられております。

さらに子ども・若者指定支援機関というものも、そこには書かれておりました、支援機関としては協議会が行う支援全般の主動的な役割を果たす法人格を有する民間団体等が、その支援機関として協議会の中心的な役割を果たしていくというのがイメージとしてはあったわけでございます。

内閣府は、特に社会的自立に困難を有する青少年に対する横のネットワークとしてこの協議会を置いて、これがうまく機能していくことを期待しておったわけなのですけれども、なかなか難しい点があるということは、確か前回でしょうか、ご紹介いたしました内閣府のその後の調査からも明らかになっております。

協議会自体を設置している自治体というのは、全国全ての自治体の中で昨年度6.6%に限られておりました、その設置が難航している原因としましては担当部署がなかなか定まらないというか、その設置が難しいこと。また、既存組織との役割分担が難しいこと。人材確保が非常に難しいことなどが課題として挙げられているところでございます。

資料2の紙のほうにも、1（3）で内閣府の調査において指摘された協議会運営上の課題を幾つか列挙させていただいております。

本日なのですけれども、そこで指摘されました問題点等を踏まえまして、都としても計画の中にこの協議会というものを盛り込んで、区市町村それぞれにおいて協議会を設置していただくよう働きかけていくというか、積極的に支援していきたいと考えておるのですけれども、具体的にここで資料2の2にご意見いただきたい点として（1）から（6）までございますが、どのような区市町村においてネットワーク、協議会がうまく機能していくために、この（1）から（6）についてどのような工夫をしていく。どのような仕掛けを持っていくべきかということについて、それぞれご議論をいただければと考えております。よろしくお願いたします。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

ということで、連携のモデル図はあるのですけれども、具体的に動かすとなると非常に大



変ですし、先ほどからも情報や施策の連携も含めてご意見が出ていると思うので、どうぞこれもフリーディスカッションでいろいろな意見を出していただければと思います。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 質問なのですけれども、この協議会を設置することのメリットとといいますか、設置されていないということは何でこんなに低いのかというのがあるのですが、本当に協議会とか委員会ばかりが増えてしまって、自治体もそれぞれおりてくればおりてきた自治体が疲弊して担当者が会議に忙殺されるという現状がある中で、この協議会を設置することで成果とといいますか、これはこういうことができるから設置するというのはどういう点なのかというのが知りたいというのが1点ありますので、教えていただけたら。あと、うまくいっているところとか、これがあつたからこういう連携ができたというものがあれば教えていただきたいのが1点。

あと、現状ない中で今、こういった子供・若者の支援はどういうネットワークを使って対応しているのかという2点を教えてください。

○稲葉青少年対策担当部長 1点目の、どうしてこのような仕組みが必要なのかという点なのですけれども、これについては内閣府の説明でもありますけれども、要は子供や若者をめぐる問題が非常に多様化している。そういう意味では単体の支援機関だけでは対応できない課題が非常に増えているということで、いろいろな機関が横のネットワークを張って対応していくことが必要であろう。一方で先生がおっしゃいましたように、会議体としてのイメージで見ると、どうしても極端に言うとそれこそ日程調整であるとか、そういうものに忙殺されてしまって、実質的な支援がなかなか話し合えないという課題もあると指摘をされております。

ただ、今ここの特に部分が非常に厳しいのは、なかなか設置が進んでこないというのは、これは確実なものではなくてこちらの想像の部分もあるのですが、子供・子育ての施策というのは行政が主体となっているものが非常に多くて、そこまではかなり手厚くもされている。ただ、その子供が今度就学をしていくと学校にある意味、支援の主体とといいますか、居場所も移っていく。その中でまた今度そこを離れていくときに、支援の主体というのが本来であればそこは自立しているのでしょうかという形の考え方とといいますか、そういうこともあって、子供とか子育ての世代から見ると非常に支援が薄くなっていく部分でもある。

ただ、問題は非常に多様化しますし、個人個人のいろいろな課題というのが複雑化してく

ると、まさにいろいろな機関が知恵を出し合わないで解決に結びつくようなものが出てこないというのもあるので、横のネットワークというのは必要なであろう。これは必ずしもこの世代に限りませんが、一般的に必要性として言われております。

現在、実際に会議が設置されていない中でどのように対応しているのかということについては、それぞれの課題については冒頭お話もありましたように、個別にはやっている担当部署というものがあるのだと思うのです。そこがある意味、対応はしているんだ。ただ、相談機関や何かの特性として、受けた相談は責任を持って対応しようということが、逆に相談の間口を狭めてしまったりとかいうこともありますので、そこら辺はいろいろな方向性から答えを導ける主体がかかわっていくほうが望ましい場合もあるのではないかと考えています。

○古賀部会長 今のようなことでよろしいですか。

ちなみに言うと、東京ですと立川なんかは非常に熱心に、もともと青少年問題がたくさんあって、就労支援というところで一貫してつながっているために、意欲的に協議会をつくったりしている例だと思います。ですから6.6%の中には逆に非常に熱心な自治体もあるということなのです。

ほかにもいかがでしょうか。仁藤委員、どうぞ。

○仁藤委員 ご意見をいただきたい点の(1)に、どのような構成員とか、コーディネーターはどのような機関が担うことが適切かとありますけれども、私は立川の例でもそれはすごく頑張っている人を知っているのですが、結局はその人にやる気があるかということが一番の問題で、だからNPOがやればいいのか、ここが持てばいいということよりも、やる気がある人が入った委員会なのか、動く人が入った会議なのか、結構ほかの自治体では私と同年の友人が、上司に言われてかわりに出てくれと言われてこういうものに出た、面倒くさいと言ったりしている声があるのです。そういう自治体ではなぜかという形骸化していて、結局やる気があるような人もいないし、それだったら現場で子供とかかかわりたいとその子は言うし、若いような25歳くらいの職員の話はそもそも聞いてもくれないというような、ケースのシェアというか、自分がこんなふうに対応していますという紹介で終わっているという話も聞くのです。

私も実際にその会議に入っているわけではないので内実がわからないのですけれども、機能していないと実感している人の声を聞いて変えていく必要があるのかなと思います。正直、私ではわからないところが多いということと、動ける人、委員の質を高める。なので有用な

研修は何かとかいうところには、もっといろいろ考えていったらいいのではないかと思いますけれども、結局、誰が思いを持ってやるのか。そういう人をどうやってピックアップしていくのかというのが大事なのではないかと思います。

○川村委員 今、仁藤さんがおっしゃったように、誰が入るかという個人の資質というのはもちろん重要だと思いますが、カテゴリーとして言うと私は弁護士ですから、ぜひ弁護士を入れて欲しいと思っています。

構成員等で今、列挙されている中で、何々等の「公的機関を初め」となっているのですが、これは必ずしも教育とか医療とかは公的機関としてやっているものとそうではないものとあると思いますので、公的機関に限らず、それぞれの分野の専門家という中に1つ、法律の専門家ということで弁護士を入れていただければと思います。

○古賀部会長 恐らく間接的には弁護士を含んでしまっているのだと思うのです。弁護士の方々とか、専門職は間接的にはいろいろなところの組織の中に所属したり、あるいはサゼスチョンされたりして入っていると思うのですけれども、表には出てきていないということかなと思います。

どうぞ、ほかにもいかがですか。

○坪井委員 子・若支援地域協議会を考えるに当たって、現在、各都道府県にある要対協が今どう動いているかということが1つは大きく、そこと同じになってしまったら意味がないので、ほとんどメンバーが重なるのです。それをこの間の打ち合わせのときにもどこが違うのだろうかということを言っていたところ整理してみますと、現在の要対協は何と言っても中学生ぐらいまで。そもそも学校が小中校長会までしか出ていないのです。高校生が出ていないということは、小中までなのです。今はです。本来はどうあるか別としても、小中までの義務教育までの子供たちの、しかも虐待を受けた子供たちの支援というものにほとんど特化してしまっているというのが正直なところなのです。

要保護児童というのは別に虐待以外の部分もたくさんあるのだけれども、現実には虐待に特化して、そこだけが守備範囲になってしまっているところがあって、年齢的に義務教育を超えた高校生年齢の子供たち以降、15歳から今回24~25歳まで、その部分の子供たちについては要対協ではほとんど議論されないです。ですから、まずそこが1つ。

それから、テーマが虐待がほとんどなので、それ以外の例えば非行の問題とか、ひきこもりとか、精神障害の問題とか、非就労の問題、ニートの問題とか、あるいはデートDVも含め

た若年女子のDVの問題とか、高校中退をした人のリカバリーの問題とか、高卒認定資格の取得といった問題とか、そうした問題というのはほとんど要対協の対象になっていないのです。なので、もし子・若支援地域協議会をつくるとすれば、そうした15歳以上の子供たちが実際に抱えているテーマが問題になるような形なのだという差別化といいますか、任務の違いみたいなものをはっきりさせていくことが必要だと思います。

その任務の違いがはっきりすると、その地域で課題は違うと思うのですが、その任務を担うためにどんな機関があり、どんな活動が可能かというのは地域によって多分相当違うと思います。そうしたことを活動にしっかりやっておられるNPOがある地域には、そういうNPOが中心になるだろうし、行政がそれに取り組んでいるところは行政が入るのだろうし、課題によってかわるのは地域ごとによって違ってくるのだろうということなので、ここで出すのは等としか言えないのかもしれませんが、それは地域のニーズによってかわる機関が選択されるべきだというような指針を出すべきなのではないか。

もう一つ、官民連携のことなのですが、要対協はどちらかというと行政主体になっていて、要対協の参加団体は行政主体。民間も参加しているのですが、本当に民間としてというのは限られた社会福祉法人とかそういうところしか出てこないです。もっとも子・若支援地域協議会のほうは、民間の支援団体が入らないと実際は動かないと思います。行政だけでは手薄なので、民間がどう入ってくるかというのは、官民連携はそこが大きく出てくるはずですよ。

しかも行政と行政との間の溝、制度間の溝というのがすごく大きくて、縦割り行政の問題もあるし、年代別行政、先ほど出ていた児童福祉と生活保護の合間のところに本当に架け橋なかなかなくてという、このところをつなぐのは民間が入らないとできないというのが現実で、民間のほうの意識として行政は何もやらないではないか。これやれよと言うのではなくて、民間が入って行政の狭間を埋めるのが民間の役割というぐらいの積極的な意識を持って民間が入るぐらいの官民連携。官と民だけではなくて、官と官の連携も民間が入ることによって促すみたいな、こういう官民連携が目指されるということが子・若支援地域協議会でできたらなとすごく思うところです。

もう一つ、すごく違うなと思うのは、要対協の場合に始まるのは虐待通告なのです。どちらかというと子供自身が助けてくれというよりは、周りの人がこの子を助けなければというところが支援の始まりなのだけれども、こちらの子・若協はそうではなくて助けてよという

人が出てこない、なかなか支援が始まらない。大人の人に向かって虐待通告をする、大人の人にはできないので、支援をしてもらいたいと思う人が支援してよと言える組織にしないと、ならないというのがとても違ってくると思います。

発見して支援するというのはなかなか難しい。なので、支援を受けたいと思う人がアクセスできる。その人を支援するという仕組みになる。そうすると、そのときも出ていたのですが、守秘義務の問題です。その人についての情報をどこまで共有するかというのが問題で、要対協の場合には守秘義務がかかっているから要対協間では、しかも行政中心だから守秘義務の問題が割とクリアにされるようになってきた。今度民間が入ったときに情報共有をどうするのか。公と民が情報共有するのというような問題が起きたときに、本人が支援を求めているという人がいることがすごく大事で、この人が支援を求めている。私の情報は私を支援してくる機関において情報共有していいですよという承諾を得るわけなので、そこが情報共有の根拠になるのではないかと思うのです。そこは個人が支援を求めるところがないとだめで、その人の支援をするためのネットワークが構築されて、その中での情報共有は本人の承諾のもとにオーケーとなったという、そういう形で要対協とは違う情報共有の仕方があり得るのではないかというあたりでした。

その中で本当の連携をどうやっていくかという中ですごく大事ななと思っているのは、一体どこが何をしているのかという連携は情報共有がないとできないのです。だから一体この問題に対して、この地域にはどういう団体があって、それぞれどんな活動をしているかということを知り合うということだけでもすごく大きいので、このマップをつくるということが子・若支援地域協議会のテーマでもあっていいと思うのです。情報マップというか、何か使いやすいマップを使って欲しいのですけれども、年齢別とカテゴリ別とあって欲しいなと思っているのですが、そういう支援マップが各地域にあって、お互い情報を知り合う、連携の仕方を知り合うというのが1つ。

これを具体的にやるので1つすごくいいなと思っているのがモデルケースを出すということで、地域間連携をやってうまくいったとか、あるいはここはアイデアがあったなというところのモデルケースを持ってきて、それをみんなでケース研究をする。自分のところも、これならやれるかもしれない。本当にあるのです。保護観察所と児童相談所の間がどうにもならなかったの、とにかく1本電話をかけてみてください。ここの法的な根拠をこれでいいですから1本かけてみてくださいと言って、その1本の電話がかけられるようになったがた

めに、それから後の支援が進んだりするわけなのです。本当にそういうモデルケース、こういうものを子若支援地域協議会の中でモデルケースをそれぞれの機関持って行って、検討をするという情報共有とモデルケース検討から始めていく。具体的なケースはまたそこから次第に始まっていくのかなと思って、そんなにすぐにぱっと動かないと思うのです。

○古賀部会長 井利委員、どうぞ。

○井利委員 私は文京区で、ひきこもり等若者自立支援協議会というところで私は民としてここに入らせていただいているのですけれども、ここ何回か、まだ1年ぐらいしかやっていないので、まだこれからだと思っているのですが、とにかくまず日程をつくるのが難しい。そこに参加している方は教育相談センターの方とか子ども・家庭支援センターの方とか区役所にいる方たちなのですけれども、その日程をまずつくるのが大変で、これだけの方たちを集めることは果たして今でさえ大変なのに、できるのかなという実感があります。でもそこは多分やっていかなければいけないのだろうなと思うのですけれども、そういう中でまずどういう機関、部署が何をやっているかということの自己紹介から始まるわけです。それをやっているだけで多分1時間とか2時間とか経ってしまうような状況の中で、本当に坪井先生おっしゃったように少しずつ、少しずつ進んでいるという状態なのです。

それでも東京しごとセンターにはこの人がいる、教育相談センターにはこの人がいる、子ども家庭支援センターにはこの人がいるという実務者同士の顔が見える支援というところで、この人がいるからここと話をしよう。向こうも青少年健康センターにはこの人がいるからここにつなごうとか、そういったことは徐々にできつつあるかなと思っていますので、多分、顔が見えるということが一番大事なのだろうなということで、実務者会議といったものが必要なのだろうなと思っています。ただ、実感としてこれ以上人がふえた状態で、一体何をどういうふうに進めればいいのかというのを考えた場合に、その問題ごとに分かれて分科会みたいな形でこうやって、それをまとめる人がいるとか、そういったことをやっていかないと難しいのかなと思っています。

世田谷のほうでは、これも子ども・若者総合相談センター、支援センターができて、これから子ども・若者地域協議会というものに力を入れていこうというふうになつていところで、非常に議論をしているところなのですけれども、その中で1つ、これは世田谷のおもしろいところかなと思っていたのは、問題困難系の子供たちを支援する人たちと、いわゆる元気系の方たちの居場所としてやっているところを、最初は分けて考えていたのだけれども、

やはり若者全体を地域で支援するには、そこを両方ミックスしてやっていくということで、元気系の支援をしている人たちと困難系と言ってはあれですけども、支援をしている人たちが一緒に協議会の中において、こういうふうにミックスしたり連携したり、何かプロジェクトを立てて一緒にやろうとか、そういったことをやっていくような動きがまだ出始めているだけで、まだ実行には至っていないのですけれども、そういう視点で地域でそういう人たちも価値観の多様とおっしゃいましたが、いろいろな多様性を持った人たちでいいんだよということと、そこでやっていくんだよということで、あえて分けないということも大事なかなと思っています。

ただ、要対協の話が出てきましたけれども、そこでの連携は文京区も世田谷区も余り今のところよくわかっていない。私の耳には入ってきていないのですが、そこをどういうふうにか考えるのかということですね。ただ、切れ目のない支援という意味では15歳とかそこで切れなくて、何とかそこをつなげていくということで子家センとか教相とかと一緒にやっていくという流れにはなっているのですが、なかなか進まないけれども、でもやっている意味はあるかなと思っていて、実際に連携してうまくいったケースなども出てきてはいるかなと思っています。

○山本委員 坪井先生と井利委員に補足なのですけれども、ここの意見のところの(1)のコーディネーターはどのような機関が担うことが適当かということで、先ほど課長から多分青少年関係の部署、青少年課のようなところの担当者がするのだろう。あと、仁藤委員からもやる気がある人がいるとまとまって動くということから考えて、先日、坪井委員とお話しているときに情報、どういう機関が何をやっていて、自分の地域でということを担当者も知らないことがあって、そこに助けてというSOSの声が来たとしても、ではうちは担当ではないのでどこかに行ってくださいと言っているうちに、その相談の声が消えるということがあって、何か事件があったときの後で検証委員会をやると、機関の連携ということが必ず出てくるのです。それを防ぐために、先ほどおっしゃっていましたように子ども・若者支援地域協議会の特性としてどういうことが考えられるかということ、コーディネーターをしっかり担当課を決めて、東京都が決めるプランなので、青少年課で子・若担当みたいなことでコーディネーターを決めていただく。

横浜市が子育てについては担当部署を超えてコンシェルジュというものをつくって、子育てのことだったらここに行ってください。その人が全部保育園についても幼稚園についても

子育てについても何でも知っていて、ちゃんとできますというものをつくったところ、すごくよかったというのがあるので、子供・若者の関係のことはこの人に聞いてくださいという担当の人がいて、その人が多分この関係機関が先ほど坪井先生がおっしゃったみたいに何を  
して、どの機関があつて、そのマップをちゃんと頭に入れていて、委員がおっしゃった  
みたいに、このときだったらこの人たちで連携して会議をすればいいのだろうということ  
をやり、無駄がなくできるのではないかと考えていて、子・若コンシェルジュではないので  
すけれども、そういった人ができると、コーディネーターの人をきちんと立てて、その人を  
研修を東京都がやるとか、そうすると先ほどおっしゃっていた縦の連携ができて、都の役割  
と市町村の役割というのがいろいろ難しく、その連携も言われているので、どういうこと  
が市町村で障害になっているのかということ、東京都ができることは何なのかということ  
もできるし、横の連携でほかの自治体ではどんなことをしているのか、その担当者の人がコ  
ンシェルジュとかコーディネーターの人が来て会議をするとわかるということなので、先ほ  
ど坪井先生がおっしゃったようにすごいいろいろな機関があつて、すごいいろいろなプラン  
とか支援策とか独自にいろいろばらばらあつて、全体像が見えないので、本当は必要な支援  
が受けられるのに、知らないばかりにそこから落ちてしまうということがないように、一度  
洗い直してどんな政策があつて、都のレベルがここ、自治体ができていることはこことい  
うことで、そういう専門の方ができるといろいろな問題が今回、子・若の協議会をつくる意味  
とか、自治体にとってのメリットとか、そういったこともあるのかなと思います。

○岸委員 私立高校にかかわっているのですけれども、やはり10年くらい前と比べますと、本  
当にみんなでサポートしないと解決していかないことが多くなりまして、一例を挙げますと、  
まず本人が来なくてもお父さんからの電話があつて、あと、担任からの紹介で相談室を紹介  
されて、そのお父さんからの電話だったのですが、それで私たちだけでは解決がつかないの  
で養護の先生に本人の利用状況を聞いたり、今度は教頭先生に対応について伺ったりして、  
外部の人を入れるには学校の許可が要りますので教頭先生に伺ったりして、私たちスタッフ  
全員で対応を決めたりして、お父さんからの電話の場合はこういうふうに答えるとか、本人  
が来室した場合はこういうふうにするとか、みんなで連携しまして、あと、こども支援セン  
ターとの対応とか、そのお父さんが生活保護を受けているので民生委員の方と相談をしたり、  
お父さんも病気だったり、子供も統合失調症の気があつたりしますので、校医の先生から精  
神科の知っていらっしゃるところを紹介していただいたりして、みんなのネットワークがな



いと解決していけないような状態です。

今、横浜市の例が出ておりましたけれども、スクールソーシャルワーカーという方がいらっしゃると思いますので、その方は子供の心のケアとほかの機関とをつなぐ役目をしてくださるので、それがいいかなとちょっと思っております。

以上です。

○古賀部会長 ほかにどうでしょうか。

ずっと先ほどから出ているのですけれども、この前の話し合いのときに、これの事前の話し合いのときにも出ていたのですが、15歳までは制度的に割と共通項が多いのです。問題の設定も比較的シンプルにできているところがあると思うのです。保護という理念も非常に明瞭。ところが、15を過ぎてからは制度も物すごくばらばらなのです。高校に行けば高校ということもありますけれども、それも18までです。18までは福祉の世界は児童ですから、15～18でまず一区切りがあります。それから、18～20ぐらいのところの区間というのはある意味で空白区で、今度例えば参政権という問題が出てきます。今度は大人化されるのかもしれませんが、学校に行っているか行っていないかで全く違います。就労の人たちも多いですし、選択肢が極めて多様です。さらに二十を超えると今度は大学生であっても大人として扱うという面もあり、しかし、生徒、学生として扱う面もありということで、それぞれの年齢の細かな違いで全く網かけが違っているということです。それをまず頭に置かなければいけない。つまり若者の場合は問題も複雑ですけれども、求められる目標も違えば、扱う組織も違う。この大問題が先に立ってあるということがあります。

さらに言うと先ほどコンシェルジュのお話を出していただいたのですけれども、いわゆるワンストップということで、実は若者総合相談センターというものを随分つくってやっているのですが、あまりうまくいっていないのです。どこでも看板はかけたのですが、そんなことを言うと怒られてしまうのですけれども、いろいろな看板をかけて改組というか、名前だけ張りつけたところが結構あるのですが、余り今、言ったように総合相談窓口によく機能していない。ですから本当はワンストップで入り口があって、問題に応じていろいろなところを紹介してくれるといいのですけれども、これがなかなかうまくいかない。

さらにややこしい問題があって、今のお話の中で少し出たのですけれども、子供たちの条件によっては家庭に戻っていろいろなものを調べたり確認したりしなければいけないものから、今度はアウトリーチという厄介な作業が待っているということで、今度は調査のた

めに家に戻るのです。そうするとすごい専門性が要求されていて、なかなかうまくいかないということで、つまりずっと皆さんおっしゃってくださったように、支援の図に描いているものを少し掘り返し始めると、非常にややこしいものになってしまっているのです。

ですから、ずっと先ほどから出ておられるように連携は大事だというのはみんなわかっていると思うのですが、なかなかうまくいかない1つの原因は、子供に対処するときのような共通項や共通の組織づくりが非常に困難だという問題があるかと思います。その上で今、1～6まで挙がっているようなことを乗り越えてやっていかないと、支援にならないのではないということなのです。

どうでしょうか。

- 山本委員 子ども・若者相談センターはどこが運営しているのですか。これは自治体が運営しているのですか。それとも社会福祉協議会とかがやっていますか。
- 古賀部会長 社福が担ったり、若者サポートステーションとこれが並立していたり、ですからこちら側に若者サポートステーションという看板がかかっていると、反対側の入り口には相談センターと書いてあったり、そういうようなことが起きます。
- 山本委員 では、実質稼働していないというような。
- 古賀部会長 稼働していないとも言えないのだけれども、つまりそういうふうに看板の書きかえになってしまう可能性がまだあるということだと思います。そんな説明でいいでしょうか。もちろんうまくやっているところもあるのです。そこが重なるところもあるのですけれども、ベースになる組織がないものですから、何かの看板に重ねてこれをやっていくというケースが多くなってしまっているということです。
- 阿部委員 この部分は私は余り専門ではないのですけれども、4月から始まった生活困窮者自立支援法での包括的相談窓口というのが各自治体に義務づけられているかと思いますが、それとも重なってというか、これはそこに吸収されるようなことはできるのですか。
- 古賀部会長 それはきっと難しい問題で、特に若者サポートステーションは必ずしも生活困窮のところと重ねたくないという人も出てくるので。
- 阿部委員 サポートステーションはあるとしても、生活困窮のところではいろいろな窓口につなげるという機能は結構似ているような気がしないでもないです。
- 古賀部会長 わかります。だけれども、困窮者ばかりでないと考えるところもあるので、例えばひきこもりはご家庭はそんなに困窮とは言えない場合もあったりして、そうすると必ず

しも困窮の対象ではないのではないかというところもあるのです。そうするとサポステの側の独自の対応が欲しいという声があつて、困窮だけでやられてしまうとサポステのある機能が消えてしまうのではないかという意見があるのです。ややこしい。だから困窮が大事ではないとはみんな言っていないのですけれども、困窮対策だけで吸収できないのではないか。

○阿部委員 結局どちらも社協とかがやっていくことになります。

○古賀部会長 そうそう、社福協がまた出てきてやることになってしまつてはいるのですけれども。と言いながら、そこもまた各自治体、地域地域で全く担い手は違います。ここがややこしいところです。だからおっしゃることは物すごくよくわかつて、そこで一元化されればそれで随分いいと思うのですけれども、なかなかいかない。

もっと言つてしまうと、この間もお話し合いしたときに言ったのですけれども、こういうものの担当部署は東京都だと青少年対策本部ですが、男女共同参画課がやっているような自治体もありますし、生涯学習課のところもあり、どこがやるかわからない。先ほど言ったように看板をどこにかけたかによつていう現状がある。もちろんやっていないというのではないのですけれども、どこが対応部署になるかは変わつてしまうということもあるかと思ひます。

○坪井委員 立川がうまくいつていふというのは、どういう仕組みになつていふのですか。

○古賀部会長 恐らく先ほどもちらつとおっしゃつたのですが、就労対策ということに特化してスタートして、その基盤があるのです。就労支援というところをつながつたネットを持つていふのです。だから中間就労とかをつくり出したりして、それをつながつていふ。具体的には幾つかNPOの活動もあるし、それらと自治体が絡み合つて動いていふということで、すごく協議会が有機的なのです。その部分で。だから問題がはつきりしていふというか、見えていふものですから、そこをつながつりがあるということだろうと思ひます。それは推測なので私は実際に十分を知つていふわけではないので。私も推測にはなつてしまひますが、そうだと思ひます。

だから何か1つの課題が明瞭にあれば、そこでつながつり合ひは割ととれるのですけれども、そこはもう少し別の要素が入つてくると、例えば先ほど言ったように医療的な問題とかが入つてきたりすると、途端に話がややこしくなつていふますし、福祉対策ということが強くなればまた違ふ文脈が生じます。済みません、かえつて難しい話にしてしまつたかもしれません。

○井利委員 地域というか自治体によってかなり温度差があって、かなり違うなというところがありまして、古賀先生がおっしゃったワンストップ窓口にしても、それをつくりなさいと言われていて。ではつくろうかといったときに、でも実際そのワンストップ窓口をつくって、実際にひきこもりの方とかそういった方の相談があるのかということ、ないのではないかみたいな認識がまだあって、東京都でやっているひきこもりサポートネットでの問い合わせもなかった。窓口をつくったのだけれども、なかったしみたいな、本音でおっしゃってくださったのだと思うのですけれども、そういったところで対価というところがありますので、財政的などころにどれだけつぎ込んでやるかということは大いかなと思います。

世田谷の場合は、平成26年9月から若者総合支援センター、メルクマールせたがやというワンストップ窓口の支援センターをつくったのですけれども、その中でも9月から3月の間で延べ914人という方が相談に訪れておりますし、大体世田谷は人口の割合からすると5,000人くらいのひきこもりの方がいると推定しているのですが、その中で914人くらいということでもありますので、もはやそういう対価の問題ではないということもきちんと言っていかなないと、その窓口をつくって、そこに税金をつぎ込んで人が来ないのではどうするんだというような、まだまだそういった意識なので、そこはやはり変えていって、ひきこもりだけではなくて、こういった今、困難を抱えている若者、それから、全ての若者を地域で支援していくんだといった理念といったものをしっかりと持ちつつ、それをつくっていくことが必要になってくるのではないかと思います。

○古賀部会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 井利委員がおっしゃったことは、仁藤委員が前におっしゃっていたように、窓口をつくるだけではなくて、こちらから出ていかないと相談に来ない。相談に来ない＝ニーズがないということではないのです。いろいろな自治体が調査の結果を出して、利用者が少ないからこのことは必要がないということで予算を切ったりとか、病児保育なんかがあるんですけど、不便だから使えないのに、保育の利用者が少ないから要らないだろうという理論になってしまったりするので、こちらからどれだけ出て行って、決心ができるかというところが鍵かなと思います。

あと、私は愛知県にいたのですけれども、子ども・子育てプランの中でうまくいっている事例を幾つもプランの中で書いていて紹介しているので、愛知県以外でも幾つかそういうところがあるのですけれども、立川がうまくいっているのであれば、今回の中にコラムではな

いのですが、うまくいっている事例も載せると参考になるかなと思いました。

○古賀部会長 どうでしょう。ほかにご意見はありますか。

○河合青少年・治安対策本部長 非常に貴重な意見をさまざま聞かせていただいて本当にありがたいと思っているのですが、私自身、子供・若者育成支援推進法ができる前に内閣官房あるいは内閣府の共同の検討会に出たことがございまして、その際もどういうベストプラクティスがあり得るのかという議論は相当あったのですが、その一方で結局、法令上の議論として詰まってしまったのは、個人情報の共有の議論は結局、詰まっています、その当時も相当、学校の関係者とか弁護士とかいろいろな方に来ていただいて話を聞いた結果、最終的にどういう議論になったか私は知らないのですけれども、個人情報保護法上の問題は個人情報保護法の考え方で考えるんだという、何を言っているかよくわからないような議論だったと思っています。

今回あえてご意見いただきたい点のところ、(2)のところは個人情報の共有において留意すべき事項はあるかという問題点につきましては、ぜひ川村先生なり坪井先生が先ほど支援を受けたい人というところから考えたらできるのではないかというご議論もいただいたのですが、今日すぐこういう回答がということではないと思いますけれども、法令上といいますか、理屈の問題で一番複雑なのは(2)になりますので、ここの部分でまさに支援を受けたい人が述べるならば責任の回避といいますか、こういうことが共有してもらって、どんどん支援をしてもらうという議論が当然あり得ると思うのですが、一方でそもそも個人情報の共有ができるようにするために、どういう議論をちゃんとクリアしておけばできるのかということが何らかの提案みたいな形で残せばいいなと思いますので、今後ともご検討いただければと思っています。

特に今回の子・若計画というのは東京都の計画ではありますけれども、今後は区市町村の子・若計画をどうつくってもらうのかというところに、どう生かせるかというところに意味が実はあります。ですから、今回の首都東京としての計画だということもあるのですが、それ以上に単純に一覧性ということは申し上げませんが、区市町村がやるに当たってこういうことが手がかりになるんだということを書けるものは書いておきたいと思いますので、今回の中では個人情報の共有の議論というのが法令上、理屈として一番複雑な話でありますので、最善の解決は多分できないと思うのですが、言えることあるいは山本先生が言われたようなベストプラクティスみたいなことが立川の話でもありましたら、何か書けるかなとい

うことがお願いできたらと思っています。

○古賀部会長 先にどうでしょうか。個人情報についてはいかがですか。

○川村委員 今、整理して結論までは申し上げられないのですが、先ほど坪井委員が言われたように、本人が個人情報の交換を承諾しているというのは1つの理屈だと思いますが、そうではない情報の中で、個人情報というものの中にもいろいろな収集経路があるはずで、その中でそれぞれの相談機関やそれぞれの職種の者が守秘義務の範囲で聞いた話と、そうではなくてそれぞれの機関が独自に収集した情報ということで開示していい、いけないというところの法律上の制約も違うし、それを開示できる根拠というのも変わってくるのだと思うのです。なので、それを整理してこういう情報はどういうときには出していいんだということを整理していく必要があるのだらうなと思います。

守秘義務の範囲で聞いたこと、例えば弁護士が守秘義務の範囲で聞いた、「これはほかの人に言わないでね」という前提で聞いた場合には、子ども自身が支援のために開示していいよということでない限り、ほかの関係機関には原則として言えなくて、ただ、その子の生命、身体を守るために緊急にその情報を提供しなければいけないというのは、緊急行為的に開示できる場合というものはあるかと思いますが、そうでなければ情報は提供できないということになるでしょう。そうではなくて、それぞれの機関が独自に行政機関として収集してきたものが、子ども本人ではなくそれぞれの収集した相手との関係で守秘義務がある場合もあるかもしれません。そうではない場合には行政機関内での個人情報の範囲で、個人情報保護という仕組みの中でどうするかということで、それを民間に提供するということには、そこは協議会全体での守秘義務の契約というか、合意をきちんと書面でとっておくという中で、開示していい範囲をどこまでかを定めるということが必要なのだと思います。

ですので、今日整理して全てを申し上げられないのですけれども、そういうそれぞれの検討が必要かなと思います。

○古賀部会長 なかなか個人情報については中退者なんかの問題をやったときに、支援のためにケース会議を開きたいという話があったのです。だけれども、本人が医療情報を言うかどうかは、医療情報というのは例えば今、物すごく投薬者が多いわけではないですか。それは聞き取りをやっていれば物すごい比率で出てくるのです。例えば精神科に診療を受けていて、投薬をしていない人というのは極めて少なくなったりすると、それを知らないケース会議ができないということがあるけれども、しかし、それは本人の意思によるということになる

と、わからない。

例えば児童自立支援施設なんかでも、入ってきて初めてその事実をその当人を通してわかるというようなことのほうが多いと聞きますので、実際にそうかどうかはデータがあるわけではないですけれども、なかなかケース会議に乗せられるほどの情報が共有できるというのは難しいというのが現状ではないかということがまずあります。

かつ、関連機関がその本人の同意を得ずにそれを使うとすれば、先ほど言った緊急のという特別条項をつけなければいけません、例えば中退の人が仕事に困っているというのが緊急なのかということになれば、それはそうは言えないだろうという形も出てきますので、非常に難しいということかと思えます。

ただ、支援をする人たちの側はそれを本人から聞き出すべく、非常に細かいインタビューという作業をしているケースが多くなっています。立川に行ったときにもサポートステーションはそのために長い時間を割いていて、本人からいろいろなレベルの情報を取ってきて、それを1回整理して、どこに重点的な課題があるかをまず仕分けてから、その人たちの行き先を探るという作業をしていましたけれども、やはりそういうことをしなければならないのではないかというふうに思いますが、一般論で申しわけないのですが、そんなことですかね。

○加藤副会長 具体的ないい案があるわけではないのですけれども、今、古賀先生のおっしゃったこととの関連もあるのですが、私が実際に悩んでいる人たちと相談しているときに、悩んでいる人が言うこと自体が全部を言わないわけです。後からわかって、それを言ってくれば話が違うではないかという、とにかく助けてと言うほうが今のままで助けてくれと。俺の言うことは極端に言えば知らないでもこのまま助けてくれと。どうしても言いたくないということが出てくると、どうしても個人情報そのものが最初に扱いの難しさと、本人が言うか言わないかの問題と、それとさらに連携が本当に難しいなと思うのですけれども、連携の話は私は全くの素人で、こういうことを言っていていいかどうかわからないのですが、一般的な話として聞いていただきたいのです。

要するに非常に困難をきわめた環境にあって、例えば親父がアルコール依存症で失業していて暴力を振って虐待に遭って、お母さんが「もう私は子供は汚いから嫌いだよ」と言って子供を放ったらかしてしまっ、経済的にもどう考えてもまともに生きていくのは難しいのではないかと思われる子が、実際に立ち直っていくという例があるわけです。

それは従来の精神分析論の範囲から超えているので、これはボストンのヒギンスという学

者ですけれども、そういう立ち直った子供たちを必死になっているいろいろな情報を聞いて集めて、それでその子たちにどういう共通性があるかということを探っていくと、いろいろあるのですが、その中に出てくる言葉でsurrogate mother、代理ママと言うのでしょうか。今、言ったようにお母さんそのものは子供は汚いから嫌いだ、世話しないと行ってしまっている。それでまともに成長するわけですから、信じられないことなのですからけれども、そういう子供たちも現実にいる。

そうすると、そういう子供たちは何かどこかで代理ママを見つけ、その代理ママというのは友達のお母さんか隣のおばさんか、それは知らないのですけれども、何かそういうものを見つける可能性が随分あるわけです。恐らくこの支援協議会にどのような機関、先ほど仁藤委員が言われましたようにやる気のある人とやる気のない人とか、どういう人がコーディネーターとかいう、どのような人がという場合には代理ママの役割を担うような気持ちを持った人が最適なのではないか。それがどういう形でうまくいくかはわかりませんが、この立ち直りの問題と、先ほどこちらの枠の計画の中でも再犯率が増加しているものとまらない。要するに少年犯罪自身は減っているのだけれども、再犯率がふえたままだというのが出ていたと思うのですが、一旦犯罪を犯した子供、先ほど少し刑務所の中の話をしていましたけれども、そういう子供たちが立ち直っていくプロセスの中にも、何かどこか周りの人がその人を今、こちらから出かけていくということをおっしゃいましたけれども、こちらから出かけていくという人がいるのです。それは社会の強みだと思うのですが、それをインベストド・リガードという言葉を使っているのですけれども、インベストですから投資ですね。投資ということはお金を投資するのですが、お金を投資するのではなくて思いやりを投資するというか、そういうインベストド・リガードを得る。

ですから何かこういう支援協議会のほうから、あるいはその両方だろうと思うのですけれども、困窮をして虐待に遭っている子なんかは助けてくれと言って、あるいは向こうから助けてあげるといふ、どういう形で結びつくかがわからないのですけれども、実際の結びつき方は非常に多様で、例えば親父がアルコール依存症だから入院してしまった。そうすると普通だったらあんなひどい親父知らないよと言っていいのですが、なぜかそのアルコール依存症の入院した親父の病院に見舞いに行く。そうするとその病院で働いている人たちとの関係がうまくいく。

つまり立ち直っていく人の共通性を探ると、立ち直るといふのは今、言いましたように極



めてどう考えてもひどい環境の中で立ち直る人の共通性を調べていくと、理由はわからないけれども、なぜか人間関係をつくるのがうまい。つまり親父がアルコール依存症でお見舞いに行く。そうすると病院の医師とか看護婦さんとか事務局の人とかいろいろな人と関係ができて、その周りの人たちが、親父はひどいけれども、この子は放っておけないよねという気持ちに周りがなっていく。そういうことがあって立ち直っていくというのですけれども、何かまとまりのない話になりますが、どのような公的機関を初め、さまざまな支援を提供するNPO法人の中に、母親の代理をできる人は誰でもそういう意味では母親の代理を都民に対してお願いするというか、あるいはそういうようなことで現実に立ち直りがうまくいっている例もある。

○古賀部会長　そうですね。実際の問題としては今の先生のお話のようなことが多いのだと思います。ひきこもりなんかのご家庭を、それこそ青少年対策のほうでやらせていただいた調査のときも、実は専門機関が必ずしも改善に効果があるとは限らなくて、保健婦の方で毎日のご家庭を訪問されていた方がいて、いろいろな情報を提供してくれたので、そこを入りに支援機関とつながったというケースが1例あって、それは物すごく劇的に改善している例だったのです。ですから、機能的には難しいところがあると思います。

ただ、ここで議論するときは、制度的にどの辺のところまでがその構成員となり得るかというところでやるしかなくて、そういう意味では支援の関連図を描くような作業の中にどういう方々に入っていただくかという、そういうところをまずやっていくことになるのかなと思いますし、先ほどのものに戻ってしまうのですけれども、私は印象としては年齢段階ごとにこの図が変わっていくのではないかと。それに余り引っ張られてはいけないのですが、少しずつ違ってしまわないかということです。それは学校に入っているかということにもよるのですけれども、それも少しこの図を書くときに考えなければいけないことかなと。

それから、(6)に書いてありますけれども、この研修作業というのもそれに網をかけた人たちにやっていけるようにしないとだめで、特に先ほど言ったのですが、アウトリーチという家庭に入っていきのが今、はやっているのですけれども、なかなか専門家がいらないですね。難しいですから。そんなようなものは専門研修をこの枠の人たちが受けられるようにしてあげないと、大変危険が伴うのです。アウトリーチをやられた方はよくわかるようだけれども、そんなに簡単な話ではないようですので、ですからそういったことでこの図を書きながら年齢とか研修の対象者とか、お互いの関係性を強める組織とを明瞭にしていく作業は、

1回やっておく必要があるように私は思いますけれども、ほかいかがでしょうか。

○坪井委員 先ほどの問題に戻るのですけれども、守秘義務の問題なのですが、私もまだ整理できていないのですが、守秘義務の問題と個人情報の共有の問題でテーマは2つ別に考えなければいけないのだらうと思います。

守秘義務と言った場合に、例えばここで今日出ているこのテーマについては、この会議体の外には出さないでくださいということを知されるものがあると思うのです。そういうものについては参加している人たちがそれを守秘するという義務がある。これを根拠にするには、要対協のように守秘義務がかかっているという場合もあるでしょうし、民間の団体でやるなら守秘義務契約ですね。私たちのところの現場でも、現場に入ってくださいボランティアスタッフの方とは必ず守秘義務の契約をします。子供に関する個人情報に関しては、ここが離れたら絶対に出さないでくださいという守秘義務契約をする。だからそれをここに書き込むかどうか、指針として書き込むかどうか、まだそこまで整理できないのですけれども、法律上ないのだとしたら、守秘義務契約を参加している団体と各市町村が結んでおいてもらうというのが1つあるということです。

個人情報の共有ということに関しては、これは全体会議で個人情報を出して共有することはまずなくて、支援を求める人がいて、その人を取り巻く関係、それから、年齢ごとだったりカテゴリごとだったりするのだと思うのです。そのケース会議をするときの個人情報共有の問題であって、個人のその人の同意という、緊急性の場合を除けば同意というのが唯一の根拠なのだらうと思います。

それを個人の同意が得られないから共有できなくて、ケース会議でできなかったという事例があるとおっしゃられましたけれども、私は先ほど加藤先生のお話にもあったのですが、こういう困難を抱える方たちの回復って何かといたら、本人の希望があつて、本人が信頼できる人と出会えたかどうかというところが、結局その方たちが立ち上がられる根拠なわけです。その人が知らないところで情報共有がいかになされても、結局、支援の実は上がらないのだと思うのです。なのでご本人から<sup>てんめん</sup>纏綿、密な聞き取りをして、ご本人が支援を求め、あなたを支援するためにこういう参加者が支援したいと思っているのだけれども、この参加者間であなたの情報を共有させてもらっていいですかという、この同意を得た上で情報共有することで初めて支援の実が上がっていく。ここの構造をしっかりと書いてあげることによって、区市町村が混乱をしないで情報共有の問題と守秘義務の問題はできないかなと、思いつ

きですが、もう少し詰めなければいけないけれども、1つの案として。

○稲葉青少年対策担当部長 事務局からのご説明なのですが、お手元に子・若法の条文を配付しておりますが、左下のページに244と振ってあるところのページを見ていただきますと、第24条に秘密保持義務という規定がございます、今、先生がおっしゃったことで言いますと、その協議会の中で話が出たことに関しては、この守秘義務でいけるのだろう。

ただ、先ほど川村先生からお話があったように、それぞれの専門職がそれぞれの専門職として自分の寄って立っているほうとか、決まりの中で情報提供できるかできないかというのは、これとはまた別なので、そういう問題もあるであろう。

それから、内閣府のほうで協議会が動かないことの反省といいますか、それに基づいて考えたのが本人の同意、要は項目を明示して、これについてはこういう機関と情報共有していいですねという同意書をとるような、それが完全なルールになっているわけではないのですが、ひな形のようなものを作成してそういうものを作ってはどうかというようなご提案もあり、その辺がポイントになるのかなと。

ただ、非常に難しいのが、まず一番大きいのがそこに本当にこの協議会の代表者会議的なものからケース検討会議的なものまであるのだと思いますけれども、ケース検討会議においても本当にその人の支援には必要な情報だとわかっていても、出せる出せないの問題というのが恐らくあるだろう。そのときに本当にこれは支援のものとに戻ってしまうのですけれども、古賀先生がおっしゃったようなインテークの技能であるとか、正しいといいますか、適切なインテークをした上でのアセスメントの能力が非常に重要なのかなと思っております。

ただ、なかなかアセスメントをした人が本当に課題をきちんと見出していれば、適正な機関につなげるというのもあるのですけれども、いかんせん課題が幅広過ぎて、誰が本当に正しいインテークをできるのかというところにつながること自体が、非常に難しい課題を抱えた方たちなのかなという問題もありますので、ネットワークを組むというのは、ある程度課題が見えてくれば、先ほどの立川の例とかもあったように、その課題に基づいて本当に必要な方々とネットワークを組むというのがあるのだと思うのですけれども、問題がまだ明らかになっていない段階や何かとか、一般的な情報としてどういう支援があるのだろうかというところは、それはステージを変えてやっていく場面が違うのかなと思いますけれども、その辺のあたりも含めて、先ほどからお話があったようなコーディネーター役をする人の資質といいますか、どういうコーディネーターであればこのコーディネートがうまく機能するかと

か、そういう点からいろいろご意見をいただいたところを参考にしながら、区市町村が実際にこの仕組みをつくっていくときにも参考になるようなところが少しでも書ければいいのかなと事務局として思っています。

○古賀部会長 関連してなのですけれども、立川のときはインテークが難しいので、どんどんいろいろなタイプの専門職を入れたのです。クルー化して行って、チームにしています。最初は就労支援の人たちだけだったのですけれども、カウンセラーも入れるようになったり、ソーシャルワーカーも入ったりというふうになって行って、5～6人そういうインテークの対応者がいるのです。そういう複雑さは今お話があったようにあって、少し工夫が要るのかなと。1人だけの誰かではないのかなという気もします。

まだご発言のない先生方もいらっしゃるのでしょうか。(1)～(6)を本当は一つ一つやるべきだったのですが、時間的にもあれですので、今いろいろ出た形でこの中にかぶるものがいっぱいあったと思いますので、いいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○仁藤委員 年齢で分けるのも違うのですけれども、この会議がどのくらいの年齢の大人たちによってつくられているのかなというのがすごく気になって、若い人も入れたほうがいいのではないかと思うのです。

例えば相談窓口をつくったけれども来ないというのも、若い子にはやっているお菓子とか何でもそうですけれども、本人に近い世代だったり、高校生世代の子たちが意見を出し合って商品開発のようなことをやっている。もっとそういうことを支援の現場でもやって欲しいということを常に思っていて、大人のやり方だとつながりにくいということがすごくあるので、大人のしたい支援ではなくて、子供の欲しい支援を聞けるような人たちという意味でも、おじちゃん、おばちゃんばかりではなくて、若い人、若者民生委員とかいいのではないかと私は思っているのですけれども、そういう人たちが中に入ってある程度新しい意見を言えるようなあり方で、専門的な知識とかないかもしれないですが、そういう若者コンサルみたいな感じの人たちが中に入れるといいのではないかというのと、研修という意味でも特に私は非行と言われたり、家出している子とかかわっていますけれども、例えば夜の町を見たことがないとか、漫喫とかゲーセンがどんな感じか感じたことがないような方もすごく多くて、同化すればいいという問題ではないですけれども、今の子どもたちのリアルな生活を知られるようなフィールドワークだったりとか、高校生世代の子たちからもっと意見を、高校生だけではなくて青少年から意見を聞けるような研修とかが必要ではないかと思うのです。

例えば私の講演の会場にすごく熱心な学校の先生が来て、こういう生徒がいるのですけれども、どうしたらいいでしょうという質問があったりして、私は答えたりするのですが、それを見ていたほかに参加していた当事者の女子高生なんかが、あんな質問をする先生絶対に嫌とか、そんなことをしているからだめなんだよとか後から言ったりするのです。そういうこんな接し方や距離感はいいか、これはうざいというような感覚がないと、センスがないといけない。でも、そのセンスというのも磨かれてくるものだと思うので、もう少し若い世代と交流しながら、支援者もそちらに近寄っていくようなことが欲しいなとすごい思いました。子供の欲しい支援を聞いているのかなというのが、この図とかを見ただけでは不安になるような気がします。

○峯岸委員 この子ども・若者支援地域協議会というのは、そもそもは本当につくるというのは市区町村につくって欲しいというか、そういう形で都のほうから市区町村にこういうところでやって欲しいということで挙げているということではよろしいのでしょうか。とすると、そもそも若者支援地域協議会というものをもちろん組織して動くこともありますでしょうけれども、実際にどういう形にして動かしたいのか、本当に相談窓口でとっかかりして、協議会として常に動いていて、誰かがそれこそ事務室がどこかにあって、それで動いていくところなのか、あるいはこういうケースがあって、こういうことがありました。あとはこういう組織で、こういう人たちが入っていて、こういうことでいざというときは連携できますよというもので1年に1回顔を合わせるだけというところで、それはそれで十分だと思うのですが、顔合わせの会議でつくって、こういうネットワークをつくっていますというときにはそういうところに当たって、あるいは連携していきましょうというところで進むべきなのか。そういう場で1年に1回そう動くということであれば、更正支援団体というのであれば、極端に言えばここに書いてある方々、図に書いてある方々、全てに名前を挙げて、それで各市区町村で必要に応じて入ってもらったり出してもらったり、あるいは年齢に対しての部分でも必要に応じて大学も入ってもらったりとか、あるいは場合によっては関係の弁護士の先生とか、あるいは必要な学校とか企業とか、そういうところにも入っていただくことで、各市区町村で取捨選択していただいて、つくっていくという部分でいいのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 子ども・若者支援地域協議会自体は、地方公共団体の努力義務として設置が義務づけられているもので、例えば東京都が区市町村に設置しなさいという趣旨

のものというよりは、法律上の努力義務でありますけれども、区市町村としても設置に努めてくださいという性格のもので。

その上でこの図というのは、内閣府のほうが例えば支援地域協議会の構成というのはどういうものだろうかというのを、恐らく要保護児童対策地域協議会のほうが先行してできていますので、それをモデルケースとして書いた。

今、お話がありましたように、要対協はいわゆる代表者会議と実務者会議とケース検討会議という形で階層が分かれています、代表者会議というのはまさにここに名前が出ていますような、要対協の構成は違いますけれども、方々がいわゆるいろいろな意味での問題の共有とか情報の共有のために集まって、現状とかを情報共有し合うというイメージで動いているところが多いのかなと。

実務者会議のほうは、実際に今度は団体そのものというよりは、団体の構成員で実際に実務に当たっている人たちに対する研修の機会とか、そういうものとして活用しているものが多い。それはもちろんいいか悪いかというのは別なのですが、それから、実際にはケース検討会議というのはその真下というか、そのほかにやって、そこはまさに具体的なケースの進行管理であるとか、ケースの協議とかをしていくような場として、そういうような構成になっています。ですから、これそのものがいつも必ず動いているというよりは、必要に応じて、要はケース検討会議はケースがあって、必要があれば調整機関が招集して開催するという形になりますし、全体の代表者会議はそれこそ年に1回、ある程度大きな問題とか現状の動向とか、今こういうことが課題になりつつありますという情報共有の役割や何かの会議として機能しているのかなというイメージです。

- 古賀部会長 よろしいですか。それはだから3段階ぐらいは要対協の場合はあるのですね。
- 稲葉青少年対策担当部長 その上で先生おっしゃいましたように、地域の資源というのはそれぞれの地域によって違いますので、本当に何でもあるような場所と、行政体の大きさもそうですけれども、1つの部署が何でもやっているというような小さいところで、NPO法人などがなかなか活動を十分にしていない地域もありますので、そこは恐らくフルオプションとしてこういう図柄が書けるのだけれども、地域の実情に応じてどう関係者を選定していくかというのは、それは区市町村のまさに判断でよろしいのかなと思っております。

そういう意味で、どういう機能が必要だろうかというところと調整機関とか指定機関とか、そういう役割を担っているところがどのような形で動いていけば、機能していけばいいのか

なというところをむしろ考えていくことが必要なのかなと考えております。

○峯岸委員 その場合はあらゆるケースとかいろいろあるでしょうから、基本的なところでの構成機関ということですと上げておいて、最後にその他、必要に応じて関係の機関も入れるという形で指定を受ければ、あらゆる形でのケース対応ができるのではないかと考えます。

○寺崎委員 この協議会のこと自体が私はよく認識していませんでしたので、ずっと話を伺っていたのですが、改めて感じるのは、ここを出されてきた協議会運営上の課題とかご意見をいただきたい点というのが、これはしっかり議論をして答えを出していくと、最初の前段の計画そのものをしっかりつくっていくことにつながるんだなということを改めて感じました。そういう意味では時間の問題もあるけれども、もっとここを協議していくといいのかななんて、最後になって言うのも申しわけないですが、そんなことを感じたのが1つ。

コーディネーターについては、自由に動ける人でないとだめなのです。学校で一番自由に動けるのは校長なのです。電話を持っているし、コンピューターを持っているし、いろいろな関係も知っているし、校長がしっかり動いているところは割とうまくいっているのです。いろいろなことが。校長がでんと座って何もしないところはだめなのです。そういう意味では自由に動けるような人が、そして先ほども出ていたやる気のある人がなっていないと難しいだろう。

ではどういう人がなれるのかというと、その辺は先ほど出てきた公的機関のある1つの課の人たちで、まさにそこを専門にやるような人がいないと、多分動いていかないだろうなど。これだけ大きなネットワークですから、その難しさを伺いながらも感じました。

情報のことに関しては、出ていたので繰り返しになるのですが、個人情報の守秘義務は本当に徹底しないと、研修しても漏れていくのです。私たちの場合は当然学校の教員ですから、公務員ですから守秘義務は絶対にあるわけですが、USBをなくしたりとか、とにかく軽はずみなことが起こるわけです。だからそこは本当に徹底しないと難しいし、何らかの形できちんと規制をする必要があるだろう。

集めた情報については、これは私もよくわかりませんが、いろいろな情報が入ってくるとなると、当然一括管理をしないと難しい部分もあるのかなと。それぞれがそれぞれを持っていて、それでお任せだけではなくて、みんなの前に出てくるわけですから、それをどう一括管理するのかというあたりが情報管理の面では。これがまた実は学校なんかでは難しく、どうしても情報をみんなに分け与えます。だけれども、マル秘ということでまた

集めるのですけれども、全部集まったのかどうかということは確認しているかどうかは問題になったり、管理の問題、きちんと施錠しているところに管理がしてあって、その施錠自体も誰がいつあけているのかということも管理できてなんていうことも、最近ではコンピュータの問題がありますから、その辺の一括管理というものをどうするのかということも配慮していく必要があるのかなということを感じました。

以上です。

○古賀部会長　そろそろ時間が押してきてしまったのですが、最後に何かという方がいらっしゃいましたら、どうでしょうか。

今、寺崎先生ご指摘いただいたように、こういうネットワーク形成をやっていくというのは、結局、実質的に効果的な支援体制をつくることになるので、機動的な部分、先ほどの理念が実質化する部分がここにあって、表裏になっているかと思しますので、またぜひこの後もまた随時(1)～(6)に係るご意見をメール等で出していただけたらいかがでしょうか。今日まだお話足りない方もいらっしゃるかと思いますので、言っていただければと思います。

そうしましたら、加藤先生、お聞きになっていていかがでしょうか。

○加藤副会長　先ほど坪井委員でしたか、うまくいっているところの例を参考にすべきだ。私もそのとおりだと思うのですけれども、要するに協議会自体がうまくいっているところと同時に、今からでは非常に難しいことがあるかもしれないですが、例えば若者支援を実際にやっている人たちというのがいて、例えば私の知っている例で言うと心の帰る家ということをやっている人がいるのです。実際に自分が帰る家がなくとも、心が帰る家をつくりたい。何かいろいろな実際にそういう若者支援をやっている人たちが、なぜうまくいっているのかという、そこら辺のところを今もうこの会議ではなくて、もしかすると一番最初に言わなければいけないことなのかもしれませんけれども、できる限り皆さんが我々が情報を集めたらメールで知らせるなりして、うまくいっている例というものを参考にします。とにかく難しい問題ですから。

この休憩が終わってからの連携の問題と、休憩の前の問題というのも全く別のことというよりも、やはり2つつながっていて、例えば理念の問題で多様性ということが議論されましたけれども、そのことが要するに実際に社会的に自立の難しい人たちが自分が受け入れられていくという、自分が受け入れられるんだという、そういう窓口というか協議会ができることによって、つまりそのためには多様性を認めなければいけないわけですから、そういう意



味で今日の問題というのは、2つがそれぞれの専門の立場から議論が出てきて、私はよかつたのではないのかなと思って、これから事務局はこれをまとめるという作業があるので大変でしょうが、ぜひまとめていただければなど。

先ほど伴走者という話が出ましたけれども、先ほど私が行った代理ママというのは伴走者なのです。ですからsurrogate motherという伴走者になれる人というのは、多様性を認めている人でないと伴走者にはなれませんから、こうであるべきだ、こうでなければあなたはだめなんだ、そうでなければあなたは社会に受け入れられないのではなくて、そういう多様性を受け入れて伴走者で代理ママになって、それが現実に今どうも非常に極めて困難な環境にありながらも、立ち直っていく人たちの現段階で研究成果が出たというわけではないのですけれども、先ほど言ったようにアメリカのヒギンズという学者を中心にして、そういう人の共通性を探っていくと、今その問題というのは出てきていますので、そういうことでこの立ち直っていくプロセスをきちんとさらに研究して、東京都の青少年問題協議会としては、そういうことをベースにしたことが諮問に対して答えが出ればなどと思っています。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

では、ここまでで今日の意見交換を終わりにしていきたいと思いますが、事務局から何か連絡事項がございましたら。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

それでは、本日いただきましたご意見等を取りまとめまして、またメールが中心になるかと思えますけれども、やりとりをさせていただいて、計画の取りまとめ作業を進めていきたいと思っております。

以前、次回について予備的に今月末、26日と28日の予定をひとまず押さえていただくということでお願いをしております。これにつきましてもまだ日程調整中ではございますが、早急に固めまして、ご連絡を差し上げたいと思います。現在の進行状況をお願いをどちらかでしなければならぬのかなというか、まだお集まりいただいてご議論いただく必要も出てくるかなとは考えておりますので、ご連絡を差し上げます。よろしく願いいたします。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

今日もそうだったのですけれども、いろいろな傍聴の方もいらっしゃって、我々真剣に議論している部分を聞いていただいているかと思います。ぜひ「審議会なんて」と言わないでいただいて、審議会も一生懸命やっていますというところも理解していただいて、聞きに来

た皆さんが発信していただけるのを私どもは望んでおりますし、また、ここでは限られた時間の中で皆さん、ある意味でコンパクトにいろいろご意見を言っていたいただいているかなと思ひまして、本当にありがたく思っております。恐らくお話の一つ一つの背景には、その何百倍もいろいろなご経験とかご見識があるかなと思ひますので、そういったものもいろいろ聞きながら感じていただけるとうれしいなど。私なんかは大変ここに出ていて勉強になることのほうが多いですので、ぜひ続けて多くの方にそう理解していただきたいですし、ぜひマスメディアの方もそういうふうに理解していただけるとうれしいなど思っております。よろしくお願ひいたします。

○仁藤委員 それに関連してなのですけども、2回前の会議で会の開催情報と傍聴の方法を告知することになったと思うのですが、それがどこに出ているのかという問い合わせが私のところに何件かありまして、それはどこに今、出ているか教えていただけますか。

○野村青少年課長 2回前には告知するかどうかも含めて検討するということでさせていただいていると思ひます。まず従来どおりのルール上で現時点では運営をしておりまして、この会につきましては非公開という形で傍聴をお断りしているわけではないのですけれども、親会議である総会の下に機動的に置かれているものという位置づけで、議事録は公開するのだけれども、積極的に会をオープンにするものではないということで、それは現実にはハコモノといひますか、要は席的な限界もござひますので、そういう意味では整理をさせていただいておりますので、今の時点で例えば当方のホームページに今後の会議は何時にどこで等ということを事務局として出しているという部分はござひません。

○仁藤委員 2回前の会議では、それについて東京都が公開するということになりませんでしたか。

○古賀部会長 公開するというのは、どのレベルまで公開するのですか。例えば今、言ったようにホームページ上で上げるという形なのですか。

○野村青少年課長 2回前にそのようなご意見をいただきまして、公開をするかどうかも含めて検討するというふうに引き取らせていただいたと考へております。それについては現時点では公開をしない方向でということ考へておりまして、そういう意味ではまだお諮りしていない。

○仁藤委員 検討はいつまでにしてもらえるのですか。前々回の会議では最後の締めるときに、都が情報は公開するということと野村さんはおっしゃっていたと思うのです。

○野村青少年課長 会議の開催についてですか。確認をいたしますが、一言で言うと会議をいつ開催するかということのプレスですね。プレスについては検討する。

○仁藤委員 それだと実質、傍聴不可ということと同じだと思うので、公開して欲しいということを1回目に言って、2回目にいただいた資料で私も今日持っていないのですが、いつまでに検討してもらえるかとか、ちゃんと話を進めてもらわないと。お願いします。

○野村青少年課長 承知しました。部会長ともご相談して進めたいと思います。

○古賀部会長 基本的には公開をしていかないといけないと思います。ただ、同時にだんだんビジョンを正確につくっていかなくてははいけませんので、全部が全部開かれることにはならないと思います。今日もメディアの方が撮影ということだったのですが、最初だけということでお願ひしました。

○仁藤委員 公開するかどうかについて、私もそれはその都度ごと決めればよいと思うのですが、傍聴可となっているのに、実質傍聴できないような現状があるわけです。いっどこでやるのかわからない。どうやれば傍聴できるのかわからない。その手続について確認したところ、傍聴は歓迎です。方法はありますと私は教えていただいたので、ブログなどで告知はしているのですが、それは都が積極的にやらない限りは実質傍聴できないということと一緒に、それだったら傍聴可という意味がないなと思ひまして、あえて傍聴の情報をさせないようにしている理由をはっきりさせていただきたいと思ひます。

○古賀部会長 では、今の傍聴のあり方については今後、検討していただき、お示しいただければと思ひますし、また、我々の側も逆に言うと全部開いてしまっているのかということもあるかと思ひますので、会合の性質によってはお願いして、少し中で検討していただく機会も出てくるかと思ひますので、よろしくご協力お願いいたします。

以上のようなことでよろしいでしょうか。大変長い時間、ご足労かけましてありがとうございます。ぜひこれからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。これで終了いたします。

午後 5 時 53 分閉会